

2024年2月

dカード利用規約（会員規約）

本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまるdカード会員）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。

記

第1部 一般条項

〈第1章 総則〉

第1条（サービス概要）

dカードサービスは、次条第21号の対応携帯電話端末、第22号のその他対応機器又はICチップを搭載したカードを使用するクレジット機能を内容とするサービスであって、当社が提供するものです。dカードサービスの機能の詳細は、次条第44号のサービスサイトに記載します。

第2条（定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。

（1）「dカードサービス」

対応携帯電話端末、その他対応機器に搭載された非接触型ICチップ又は当社が発行するカードを利用するシステムを用いた次に掲げるサービス

- ①「ショッピングサービス」 加盟店と会員との間の商品若しくは権利の売買又は役務提供の取引（以下これらを「ショッピング取引」といいます）の代金の決済を行うサービス
- ②「キャッシングサービス」 現金自動預払機（以下「ATM機」といいます）又は現金自動支払機（以下「CD機」といいます）等を利用して第3号の本会員に対する金銭の貸付を行うサービス
- ③ 前各号に付随するサービス

（2）「dカード契約」

当社と次号の本会員との間で成立する契約であって、本規約の定めを内容とする d カードサービスをご利用いただくための契約

(3) 「本会員」

本規約を承諾の上、当社に対し d カード契約を申し込み、当社がこれを承諾した方

(4) 「家族会員」

本会員が d カードサービスの利用に係る自己の代理人として指定し、本規約の定めに従うことを承認した家族で、当社がこれを承諾した方

(5) 「会員」

本会員と家族会員の総称

(6) 「ケータイ iD」

次のいずれかのもの

- ① 第 3 0 号の当社指定アプリが搭載された対応携帯電話端末で、かつこれに搭載された非接触型 IC チップに第 2 9 号のカード情報が登録されているもの
- ② 第 2 2 号のその他対応機器で、かつこれに搭載された非接触型 IC チップに、当社指定の方法によりカード情報が登録されているもの

(7) 「ケータイ iD サービス」

ケータイ iD を使用する d カードサービス

(8) 「d カード」

当社が発行して会員に貸与する IC チップを搭載したプラスチックカード

(9) 「カードサービス」

d カードを使用する d カードサービス

(1 0) 「iD 一体型カード」

第 3 5 号の iD サービスを使用することができる機能が搭載された d カード

(1 1) 「iD 専用カード」

第 3 5 号の iD サービスのみを使用することができる d カード

(1 2) 「カード型 iD」

「iD 一体型カード」と「iD 専用カード」の総称

(1 3) 「カード型 iD サービス」

カード型 iD を使用する d カードサービス

(1 4) 「d ポイントカード機能一体型カード」

第 8 号に定める d カードのうち、当社が別途定める「d ポイントクラブ特約」に基づき d ポイント加盟店で共通ポイントサービスを受けるために必要となるカードとしての機能を有するもの

(1 5) 「ケータイ iD 会員番号」

当社がケータイ iD サービスの利用のために会員に対して付与する会員固有の 1 6 桁の識別番号

- (16)「カード会員番号」
当社がカードサービスの利用のために会員に対して付与する会員固有の16桁の識別番号
- (17)「会員番号」
ケータイiD会員番号及びカード会員番号の総称
- (18)「ケータイiD暗証番号」
ケータイiDサービスの利用時に、利用者が会員本人であることを確認する目的で、加盟店、ATM機若しくはCD機、または当社指定アプリにおいて入力を求められる4桁の番号
- (19)「カード暗証番号」
カードサービスの利用時に、利用者が会員本人であることを確認する目的で、加盟店、ATM機若しくはCD機、または当社指定アプリ若しくは第45号のMember's Menuのウェブサイト等において入力を求められる4桁の番号
- (20)「暗証番号」
ケータイiD暗証番号及びカード暗証番号の総称
- (21)「対応携帯電話端末」
非接触型ICチップを搭載した当社指定の携帯電話端末
- (22)「その他対応機器」
対応携帯電話端末を除く、非接触型ICチップを搭載した当社指定の機器
- (23)「携帯電話番号」
当社が別に指定する契約約款に基づく回線契約(以下「回線契約」といいます)において割り振られる電気通信番号
- (24)「ドコモ回線dアカウント」
当社が別に定める「dアカウント規約」に定義されるドコモ回線dアカウント
- (25)「キャリアフリーdアカウント」
当社が別に定める「dアカウント規約」に定義されるキャリアフリーdアカウント
- (26)「ケータイiD利用番号」
本会員又は家族会員がケータイiDサービスを利用する(第29号のカード情報を設定したその他対応機器を携帯電話端末に装着して利用する場合を含み、以下同様とします)ものとして、本会員から届け出のあった携帯電話番号。なお、当社が別途定める5Gサービス契約約款に基づく契約のうち、home5Gプランを契約している携帯電話番号及び5G homeでんわ契約において割り振られる070、080若しくは090から始まる携帯電話番号は、ケータイiD利用番号として届け出することはできません。
- (27)「ご利用携帯電話番号」
当社又は当社が指定する者が提供するdカードサービスの付帯サービス及び特典の

一部を利用するもの及びdカードサービスの一部を利用するにあたって、会員本人であることを確認する目的で利用するものとして本会員から届け出のあった携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウント

(28)「ケータイiD利用端末」

ケータイiD利用番号の登録された第39号のドコモUIMカードを挿入している対応携帯電話端末、ケータイiD利用番号の登録された対応携帯電話端末

(29)「カード情報」

ケータイiD会員番号、有効期限、総利用枠、dカードサービス利用額その他会員に関する情報

(30)「当社指定アプリ」

ケータイiDサービスを利用するために、対応携帯電話端末又はその他対応機器の非接触型ICチップに対して、カード情報の書き込み及び読み出しを行うための当社がサービスサイト等で指定するアプリケーション（当社が提供する「iDアプリ」を含み、以下同様とします。）

(31)「ショッピング利用代金」

各会員（家族会員がいる本会員の場合は家族会員を含みます。以下同様とします）のケータイiD、dカード又は会員番号を用いてショッピングサービスが利用されることにより、本規約に基づき当社が本会員に支払いを求める代金

(32)「キャッシング利用代金」

各会員のケータイiD、dカード又は会員番号を用いてキャッシングサービスが利用されることにより、本規約に基づき当社が本会員に支払いを求める代金

(33)「dカード利用代金」

ショッピング利用代金及びキャッシング利用代金の総称

(34)「加盟店」

ショッピングサービスを利用したショッピング取引の取扱いを行うことができる者として、当社が指定する者

(35)「iDサービス」

当社が展開する「iD」のブランド名で提供されるクレジットによる代金決済その他の金融サービス

(36)「iモード」

当社が提供するケータイ向けプロバイダ（ISP）

(37)「spモード」

当社が提供するスマートフォン向けプロバイダ（ISP）

(38)「ahamoインターネット接続サービス」

当社が別に定める「ahamoインターネット接続サービスご利用規則」に規定するahamo利用者向けインターネット接続サービス

(39) 「irumo インターネット接続サービス」

当社が別に定める「irumo インターネット接続サービスご利用規則」に規定する irumo 利用者向けインターネット接続サービス

(40) 「ドコモ UIM カード」

携帯電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、回線契約に基づきお客様に貸与されるカード

(41) 「iD 提携クレジット会社」

iD サービスの取扱いについて当社と提携する銀行及びクレジット会社

(42) 「MasterCard 提携クレジット会社」

MasterCard と提携する銀行及びクレジット会社

(43) 「Visa 提携クレジット会社」

Visa Worldwide と提携する銀行及びクレジット会社

(44) 「提携クレジット会社」

iD 提携クレジット会社、MasterCard 提携クレジット会社及び Visa 提携クレジット会社の総称

(45) 「サービスサイト」

d カードサービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<<https://dcard.docomo.ne.jp>> (当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。)

(46) 「Member's Menu 」

当社が Member's Menu と呼称しているインターネット上の会員向けサービス

第3条 (d カードサービスの種類等)

- 1 d カードサービスの種類及び支払区分は、以下の表のとおりとし、その具体的内容は、第2部及び第3部で定めます。

種類	支払区分
ショッピングサービス	1 回払い
	2 回払い
	ボーナス払い
	リボルビング払い
	分割払い (3 回以上の回数による分割払いをいい、以下同様とします)
キャッシングサービス	
キャッシングリボ	リボルビング払い
海外キャッシュサービス	1 回払い

- 2 前項に定める d カードサービスの種類又は支払区分の一部について、加盟店の機器設置状況その他の事情により、ご利用になれない場合があります。

〈第2章 d カード 契約の締結〉

第4条（契約申込み）

本会員として d カードサービスの利用を希望する個人は、本規約に定める各条項が契約内容となることを承諾の上、当社に対し、当社指定の方法に従いオンライン又は書面によって d カード契約締結の申込み（以下「契約申込み」といい、契約申込みをした方を「契約申込み者」といいます）をしてください。但し、満18歳未満の方は、契約申込みをすることができません。

第5条（契約申込みに対する承諾）

- 1 当社は、契約申込み者の審査を行った上でこれを適格と認めたときは、当該契約申込み者に d カードサービスの利用を承諾します。
- 2 本会員と当社との d カード契約は、当社が前項の承諾をした上、当社所定の手続を完了したときに成立し（以下、当社が当該手続を完了した日を「契約締結日」といいます。）、これにより本規約が本会員と当社との間に適用されます。
- 3 契約申込み者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、第1項の承諾をしない場合があります。
 - (1) 本会員を契約名義人とする回線契約に係る料金の当社に対するお支払状況が当社指定の基準を満たしていないとき
 - (2) 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」の①の各号のいずれかに該当し若しくは該当するおそれがあり、または②の各号のいずれかに該当する行為をし、若しくは該当する行為をするおそれのあるとき
 - (3) 前各号に定めるほか、当社が定める条件を満たさないとき

第6条（家族会員）

- 1 契約申込み者及び本会員は、本条に定める事項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた者を d カードサービスの利用に係る自己の代理人として指定し、家族会員とすることを当社に申し込むことができます。
- 2 前項に基づき契約申込み者又は本会員が家族会員にする者として指定した家族を当社が家族会員とすることを承諾した場合、当該家族は家族会員となり、本会員の代理人として d カードサービスを利用することができます。
- 3 本会員は、第1項に基づき自己の代理人として指定するにあたり、当該家族会員に対し、当社が当該家族会員用に発行する d カード（以下「家族会員用 d カード」といい、当該

家族会員用に発行するカード型 iD（以下「家族会員用カード型 iD」といいます）を含みます）、当該家族会員用に付与するケータイ iD 会員番号その他家族会員に係るカード情報が設定されたケータイ iD（以下「家族会員用ケータイ iD」といいます）又は家族会員に係る会員番号、その有効期限若しくは暗証番号（以下すべてを総称して「家族会員用 d カード等」といいます）を使用して本規約に基づいて d カードサービスを利用する一切の権限（以下「本代理権」といいます）を授与するものとします。

- 4 本会員は、家族会員に対する本代理権の授与の撤回若しくは取消を行う場合又は代理権の消滅事由がある場合には、当社指定の方法により当社に対して、家族会員による d カードサービスの利用の終了を申し出るものとします。但し、当該申し出を行う前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。
- 5 家族会員による家族会員用 d カード等を使用した d カードサービスの利用は、全て本会員の代理人としての利用とみなされ、本会員は、家族会員による d カードサービス利用に基づく一切の支払債務を負担するものとします。また、本会員は、家族会員用 d カード等による d カードサービスの利用によって生じるすべての責任を負うものとします。
- 6 本会員は、家族会員に対し、本規約の各規定を遵守させるものとし、家族会員が本規約を遵守しなかったことにより当社が被った損害の賠償について、当社に対し連帯して責任を負うものとします。
- 7 本会員の d カードサービスのサービス区分及びカード型 iD の発行状況が変更となった場合には、家族会員が利用できる d カードサービスについても当該変更後のサービス区分及び変更時のカード型 iD の発行状況に従うものとします。
- 8 家族会員は、d カードサービスの利用の終了を希望するときは、当社指定の方法により当社に対して届け出るものとします。この場合、家族会員は、当社が届出を受理した時に家族会員としての地位に基づく権利を喪失します。また、家族会員は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、当社から何らの通知又は催促等なしに、家族会員としての地位に基づく権利を当然に喪失します。
 - (1) 本会員と当社との間の d カード契約が終了したとき
 - (2) 第 4 項に基づき本会員が当該家族会員による d カードサービスの利用を終了したい旨の申し出をしたとき
 - (3) 家族会員が死亡したとき又は家族会員の親族等から当該家族会員が死亡した旨の連絡があったとき
- 9 家族会員は、本会員と当社との間の iD 専用カードの契約が終了したときは、当社から何らの通知又は催促等なしに、家族会員用 iD 専用カードの利用の権利を当然に喪失します。
- 10 本会員が、iD 専用カードの利用の終了を当社の定める方法により当社に届け出し、当社がこれを受理したときは、家族会員用 iD 専用カードも同時に利用できなくなります。また、この場合、本会員は、当該家族会員用 iD 専用カードを切断して破棄する等使用不

能の状態にして処分しなければなりません。

1 1 家族会員は、家族会員としての地位に基づく権利を喪失した場合は、直ちに当該家族会員用のケータイ iD に記録されている自己のカード情報を削除しなければなりません。

なお、会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は責任を負いません。また、この場合には、本会員は、当該家族会員用 d カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。

1 2 会員が前二項に違反した場合であって、当該家族会員以外の第三者が当該家族会員の家族会員用 d カード等を利用したときは、当社は、当該利用を当該家族会員本人による利用として取り扱い、本会員は、これにより発生する d カード利用代金を支払うものとします。

第7条（サービス区分）

1 d カードサービスには、「d カード」及び「d カード GOLD」のサービス区分があります。

2 サービス区分により、年会費、総利用枠、各利用枠、付帯サービス等及び利用方法等が異なることがあります。

第8条（ケータイ iD 利用番号の届出）

1 本会員は、ケータイ iD サービスの利用を希望する場合、これに利用する携帯電話番号（当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を除きます。なお、その他対応機器を携帯電話端末に装着して利用する場合は、当該携帯電話端末に挿入するドコモ UIM カードの携帯電話番号をいい、次項において同じとします）を当社へ届け出るものとし、当社はこれに基づき、当該携帯電話番号を本会員のケータイ iD 利用番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 本会員が、d カードサービスに利用することにつきケータイ iD 利用番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
- (2) ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話番号回線において当社の sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき
- (3) 当該携帯電話番号が本会員以外の方のケータイ iD サービスに係るケータイ iD 利用番号として登録されている場合

2 本会員は、第6条第1項の指定時（以下「家族会員指定時」といいます）に、家族会員がケータイ iD サービスに利用する携帯電話番号を届け出るものとし、当社はこれに基づ

き、当該携帯電話番号を当該家族会員のケータイ iD 利用番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 当該家族会員が、ケータイ iD 利用端末を d カードサービスに利用することにつきケータイ iD 利用番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
 - (2) ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話番号回線において当社の sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき
 - (3) 当該携帯電話番号が当該家族会員以外の方のケータイ iD サービスに係るケータイ iD 利用番号として登録されている場合
- 3 契約申込み者又は本会員は、第 1 項及び第 2 項のケータイ iD 利用番号を使用する各会員自身がケータイ iD 利用番号の契約名義人でない場合も、第 1 項の届出をして契約申込み又は第 6 条第 1 項の指定をし、承諾を受けることができます（以下、ケータイ iD 利用番号の契約名義人が会員本人でない場合の会員を「ケータイ iD 異名義利用者」といいます）。

第 9 条（契約締結時等の通知等）

- 1 当社は、第 5 条第 1 項の承諾又は第 6 条第 2 項の承諾をする際、各会員に対し、各会員用ケータイ iD 会員番号及びカード会員番号を付与し、契約申込み時に届け出た本会員の住所宛に、当社が当該会員に対する d カードサービスの提供会社になる旨並びにケータイ iD 会員番号及びカード会員番号、ケータイ iD 会員番号及びカード会員番号の有効期限、サービス区分、総利用枠及び各利用枠その他の当社指定の事項（以下「当社指定事項」といいます）を通知します。
- 2 当社は、当社が認めた場合でかつ会員の同意が取得できた場合に限り、前項の通知に先立ち電磁的方法により当社指定事項にかかる通知を行います。
- 3 当社は、第 2 3 条に基づき、本会員に対して、第 1 項の通知と併せて、各会員用の d カードを発行します。
- 4 第 1 項、第 3 項の通知及び発行については、当社の事務処理の都合により、一部の通知又は発行が別送となる場合があります。

第 10 条（年会費）

- 1 本会員は、当社に対し、以下に定める年会費を、当社指定の支払方法によりお支払いいただきます。
d カード：1, 375 円（税込） d カード GOLD：11, 000 円（税込）
- 2 前項の年会費の金額及び支払期日は、前条の通知と併せて通知します。
- 3 お支払いいただいた年会費は、本規約に別段の定めがある場合を除き、理由の如何を問わず返還しません。

第11条（総利用枠・各利用枠）

- 1 当社は、審査の上、本会員につき、d カードサービス全体の利用枠（以下「総利用枠」といいます）を当社指定の方法により定めます。会員は、本会員による当社への支払いが済んでいないd カード利用料金（本会員のケータイ iD、d カード又は会員番号によるd カードサービスの利用に係るもののほか、家族会員のケータイ iD、d カード又は会員番号によるd カードサービスの利用を含みます）の残高（以下「未支払残高」といいます）を合算した金額が総利用枠を超えない範囲でd カードサービスを利用することができます。
- 2 当社は、審査の上、前項の総利用枠の範囲内で、第3条のd カードサービスについて、以下の各号の利用枠（以下「各利用枠」といいます）を定めることができます。
 - (1) ショッピングサービスの利用枠
 - (2) ショッピングサービスのリボルビング払いの利用枠
 - (3) ショッピングサービスの分割払いの利用枠
 - (4) キャッシングサービスの利用枠
 - (5) キャッシングリボの利用枠（但し、100万円を超えない範囲で定めます）
 - (6) 海外キャッシュサービスの利用枠（但し、30万円を超えない範囲で定めます）上記(3)の利用枠については、ショッピングサービスの分割払い、2回払い及びボーナス払いの共通の利用枠を定めるものとします。
- 3 会員は、各d カードサービスに係る未支払残高が当該利用枠を超えない範囲で前項の各利用枠に対応する当該d カードサービスを利用することができます。但し、ショッピングサービスのリボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス払いは、これらのサービスに係る未支払残高の合計がショッピングサービスの利用枠を超えない範囲でのみ利用でき、また、キャッシングリボ及び海外キャッシュサービスは、これらのサービスに係る未支払残高の合計がキャッシングサービスの利用枠を超えない範囲でのみ利用できるものとします。
- 4 当社は、当社が必要又は適当と認めたときは、本条第1項の総利用枠とは別に、分割払いの利用枠を定めることがあります。この場合には、当社指定の方法によりその利用枠を定めます。
- 5 会員が本条に定める総利用枠又は各利用枠を超えてd カードサービスを利用した場合にも、本会員は、その支払いの責めを負います（なお、事務手続き上の都合により、総利用枠又は各利用枠を超えるd カードサービスの利用が可能となる場合がありますので、ご注意ください）。この場合において、会員がリボルビング払い又は分割払いを指定したショッピングサービスについて、第2項第2号又は第3号の利用枠を超過して利用したときは、その超過した金額の全額を1回払いの扱いとしてお支払いいただきます。
- 6 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利

用枠又は各利用枠の見直しを行った結果「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、その他マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等（運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下、総称して「犯収法等」といいます）により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠にかかるdカードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。

- 7 当社は、必要に応じて本会員に総利用枠又は各利用枠の見直しを行うために必要な書類の提出及び事実の照会を求めることがあり、この場合、会員はこれに応じていただきます。
- 8 会員は、現金化を目的として、商品、現行紙幣・貨幣、サービス等（これらと同様に使用できる証票等を含みます）の購入にショッピングサービスの利用枠を使用してはなりません。また、現金化を目的として、商品を転売しあるいは委託販売する等、手法及びその名目の如何を問わず、実質的に現金化と同視できる取引などにショッピングサービスの利用枠を使用してはなりません。現金化を目的とするショッピングサービスの利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これに限られないものとします。
 - (1) 買取業者等が会員に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等を、ショッピングサービスを利用して購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取る、又は第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額若しくは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を会員に付与するとしているもの
 - (2) 販売業者等が会員に販売業者等の店舗や販売業者等が指定する店舗で販売している商品等を、ショッピングサービスを利用して購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額若しくは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を会員に付与するとしているもの
 - (3) 販売業者等が会員に販売業者等の店舗や指定する店舗等で販売している商品等を、ショッピングサービスを利用して購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買い戻しや返品を受け、又は別の買い取り業者等が買い取りを行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額若しくは買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を会員に付与するとしているもの
 - (4) 金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度若しくは金額にて行うもの
 - (5) 上記各号に類すると当社が判断するもの
- 9 会員は、前項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当社に対するカード利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。
- 10 当社は、本条第6項に定めるほか、当社が適当と認めた場合であって、本会員からの

要請がある場合には、本条に定める総利用枠又は各利用枠の変更をすることがあります。但し、第2項第1号及び第2号の利用枠の増額については、本会員の要請がない場合であっても当社が適当と認めたとき（本会員から異議のある場合を除きます）は、増額をすることがあります。

第12条（付帯サービス等）

- 1 会員は、当社が別に定めるところに従い、当社又は当社が指定する者が提供する付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス等」といいます）を利用することができます。但し、会員のdカード契約又はご利用携帯電話番号にかかる契約の契約状況等の事情により利用できる付帯サービス等が限定される場合があります。また、当社は、会員が利用できる付帯サービス等及びその内容を予告なく変更又は廃止する場合があります、これにより会員に損害が生じた場合であっても、当社は、その損害を賠償する責任を負いません。
- 2 会員が利用できる付帯サービス等及びその内容については、当社指定の方法により、別途当社から本会員に対しお知らせします。
- 3 付帯サービス等の利用に関する規約等があるときは、会員には、これに従って、付帯サービス等をご利用いただきます。
- 4 会員は、第6条第8項、第40条第2項又は第41条に従い、会員としての地位に基づく権利を喪失したときは、付帯サービス等を利用する権利についても当然に失います。

第13条（ポイントプログラム）

- 1 当社は、dカードサービスにかかるポイントプログラムを提供いたします。その詳細は「dポイントクラブ会員規約」に定めます。
- 2 本条に定めるポイントプログラムにおいて、当社はdカード利用代金に応じ、dポイントクラブ会員規約の定めに従いdポイントを進呈します。なお、dポイントの進呈の対象となるdカード利用代金には、キャッシングサービス利用分や利息、各種ローン、リボ払い・分割払い手数料、年会費、その他当社が指定する代金は含まれません。
- 3 dポイントカード機能一体型カードは、「dポイントクラブ特約」で定める「dポイントカード」としての機能を有します。dポイントカード機能一体型カードの場合、dポイントカードの利用者として登録できるのは、dカードの契約名義人に限られます。
- 4 当社は、dカードサービスにかかるポイントプログラム及びその内容を予告なく変更又は廃止する場合があります。

第14条（ご利用携帯電話番号の届出）

- 1 契約申込み者及び本会員は、自身のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリーdアカウントは、契約申込み者及び本会員に対して発行されたものに限られます）を当社へ届け出るものとし、当社は、これに基づき、契約申込み者又は本会員から届出のあった当該携帯

電話番号又はキャリアフリー d アカウントを本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、契約申込み者又は本会員が、ご利用携帯電話番号として利用することについて当該携帯電話番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
- (2) ご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号回線において当社の i モード、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。）
- (3) 届出のあった携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントが本会員以外の方のご利用携帯電話番号として登録されている場合

2 本会員は、家族会員指定時に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限られます）を届け出るものとします。なお、家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリー d アカウントを当社へ届け出る場合及び、Member's Menu より第 6 条第 1 項に基づく申込みを行う場合は、家族会員自らが届け出を行うものとします（この場合、家族会員のご利用携帯電話番号の届出は家族会員用 d カード発行後の手続きとなり、家族会員用 d カード発行後は、家族会員自らも当社に対し、自己のご利用携帯電話番号の届出を行うことができます。）当社は、これに基づき、届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該家族会員が、ご利用携帯電話番号として利用することについて当該携帯電話番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
- (2) ご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号回線において当社の i モード、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。）
- (3) 届出のあった携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントが当該家族会員以外の方のご利用携帯電話番号として登録されている場合

3 本会員又は家族会員は、第 1 項及び第 2 項に基づく各会員に係るご利用携帯電話番号の

届出について各会員自身が携帯電話番号の契約名義人（以下「ご利用携帯電話番号の契約名義人」といいます）でない場合も、ご利用携帯電話番号の契約名義人から各会員のご利用携帯電話番号として利用することの許諾を得ていることを条件に、各会員に係るご利用携帯電話番号として当該携帯電話番号を届け出て、登録を受けることができます（以下、ご利用携帯電話番号の契約名義人が会員本人でない場合の会員を「ご利用携帯電話番号異名義利用者」といいます）。なお、本会員又は家族会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合は、dカード契約締結後に当社が指定するインターネットウェブサイトから別途ご利用携帯電話番号を登録する必要があります。

- 4 ご利用携帯電話番号異名義利用者である会員は、第45条に定める当社からのご案内に係る電子メールが、会員でないご利用携帯電話番号の契約名義人に到達する可能性をあらかじめ承諾することとします。
- 5 契約申込み者及び会員が本条に基づくご利用携帯電話番号の届出を行わない場合には、会員は、dカードサービス、ポイントプログラム、付帯サービス等、当社指定アプリその他のサービスの一部又は全部が利用できない場合があります、当社はこれについて責任を負いません。

〈第3章 dカードサービスに関する管理等〉

第1節 ケータイiDサービスに関する管理等

第15条（利用準備等）

- 1 会員は、ケータイiDサービスを利用する場合、ケータイiDサービスを利用するための準備（dカードサービスのサービス区分が変更された場合の準備を含み、以下「利用準備」といいます）として、当社指定アプリを利用してケータイiD利用端末又はその他対応機器にカード情報の設定を行ってください。
- 2 前項のカード情報の登録完了後も、当社及び加盟店は、必要に応じて会員に本人確認等を求めることがあり、この場合、会員はこれに応じていただきます。
- 3 会員は、ケータイiDサービスの利用を希望する場合、利用準備の他、自己の責任及び費用負担において、対応携帯電話端末及びこれに付随して必要となるドコモUIMカード等の各種機器の準備、ケータイiD利用番号に係る携帯電話回線でspモード、ahamoインターネット接続サービス、又はirumoインターネット接続サービスを使用するための契約の締結その他の必要な準備を行うものとします。
- 4 会員が第1項及び前項に定める準備を怠ったことによりケータイiDサービスの利用ができない場合には、当社は、その責任を負いません。

第16条（ケータイ iD の取扱い）

- 1 ケータイ iD サービスは、会員ご本人のみが利用できるサービスであり、会員は、当該会員のカード情報を登録したケータイ iD を当該会員以外の第三者に使用させてケータイ iD サービスを利用させてはなりません。
- 2 会員は、自己のカード情報を登録したケータイ iD について、当該会員以外の第三者への譲渡若しくは貸与、修理、預託、担保提供又は廃棄等の処分をする場合には、当社指定の方法に従い、これらの処分を行う前にケータイ iD に記録されたカード情報を削除しなければなりません。
- 3 本会員は、自己のケータイ iD 会員番号及びその有効期限を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員用のケータイ iD 会員番号及びその有効期限について、他人（本会員を除きます）に知られないよう十分注意して管理してください。
- 4 会員のカード情報を登録したケータイ iD、ケータイ iD 会員番号又はその有効期限が使用されてケータイ iD サービスが利用された場合（会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合を含む）は、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

第17条（ケータイ iD 会員番号の有効期限及び更新手続き）

- 1 ケータイ iD 会員番号の有効期限は、当社が指定します。
- 2 ケータイ iD 会員番号の有効期限は、会員によるカード情報の登録完了後に、当社指定の方法により確認することができます。
- 3 会員が、引き続きケータイ iD サービスの利用を継続したいときは、当社指定の期限内に当社指定アプリを利用してカード情報の登録をすることにより、更新手続きを行ってください。

ケータイ iD 会員番号の有効期限内のケータイ iD を使用したケータイ iD サービスの利用に係る d カード利用代金の支払いについては、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、ケータイ iD 会員番号の有効期限経過後のケータイ iD を使用したケータイ iD サービスの利用に係る d カード利用代金の支払いについても、本規約を適用します。

第18条（ケータイ iD 会員番号の再付与）

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由がある場合で当社が必要と認める場合には、会員に対し、ケータイ iD 会員番号を再付与します。この場合、従前のケータイ iD 会員番号

は失効します。

- (1) 前条第3項に定める事由があるとき
 - (2) 第28条第1項の当社に対する届出の際、会員が当社指定の方法によりケータイ iD 会員番号の再付与の申し出を行ったとき
 - (3) 第20条第1項のケータイ iD 利用番号の再登録が行われたとき
 - (4) ケータイ iD 利用端末又はその他対応機器の変更（以下「機種変更等」といいます）の際、会員からケータイ iD 会員番号の再付与の申し出があったとき（但し、会員が第21条に定めるお預入れ機能を利用して機種変更等完了後の対応携帯電話端末へのカード情報の移行を完了した場合を除く）
 - (5) ケータイ iD 利用番号に係る携帯電話回線が利用中断（携帯電話番号の紛失時等に、携帯電話番号を別の番号に変えることなく一時的に利用できないようにすることをいい、以下同様とします）となり、会員からケータイ iD 会員番号の再付与の申し出があったとき
 - (6) ケータイ iD 利用番号に係る回線契約について、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスが廃止となった後に再度利用可能となり、会員からケータイ iD 会員番号の再付与の申し出があったとき
 - (7) その他当社が必要と判断したとき
- 2 会員は、前項に定める当社によるケータイ iD 会員番号の再付与の手續完了後、当社指定アプリを利用してケータイ iD 利用端末又はその他対応機器に、再付与を受けたケータイ iD 会員番号のカード情報（以下「新しいカード情報」といいます）の設定を行うことができます。会員が、引き続きケータイ iD サービスの利用を継続したいときは、当社指定アプリを利用してケータイ iD 利用端末又はその他対応機器に、新しいカード情報の登録を行ってください。
- 3 第15条第1項に基づきカード情報の登録を完了している会員は、第1項に定める当社によるケータイ iD 会員番号の再付与の手續完了後、前項に定める新しいカード情報の登録の如何にかかわらず、当社指定の方法によりケータイ iD 利用端末又はその他対応機器から速やかにケータイ iD に登録されている従前のカード情報を削除してください。また、会員は、第1項第6号に定める事由に該当する場合であって、当該事由が生じることを知ったときは、当社指定の方法により、速やかにケータイ iD のカード情報を削除してください。従前のカード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第16条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

第19条（ケータイ iD 暗証番号の設定及び管理）

- 1 本会員は、契約申込み時及び家族会員指定時に、各会員用のケータイ iD 暗証番号を決定して、当社指定の方法により申し出てください。

- 2 当社は、本会員より申し出のあったケータイ iD 暗証番号を指定の方法により登録します。但し、本会員より申し出がない場合又は本会員が当社の定める指定禁止番号を申し出した場合には、当社が別途指定するケータイ iD 暗証番号を登録し、これを本会員の届出住所宛に通知します。
- 3 本会員は、当社指定の方法により、各会員のケータイ iD 暗証番号を随時登録変更することができます。
- 4 家族会員について第6条第2項の承認を受けた本会員は、前3項に基づき登録された当該家族会員用ケータイ iD 暗証番号を当該家族会員に通知してください。
- 5 本会員は、自己及び家族会員のケータイ iD 暗証番号を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員のケータイ iD 暗証番号を他人（本会員を除きます）に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。本会員は、各会員用のケータイ iD 暗証番号について、生年月日、住所、電話番号等他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に登録変更してください。
- 6 会員のケータイ iD 暗証番号が使用されてケータイ iD サービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者が利用した場合であっても、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

第20条（ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の取扱い）

- 1 本会員は、ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の再登録（新たな別の携帯電話番号への変更を含みます）を当社に申し出ることができます。また、家族会員は、自己のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の再登録を当社に申し出ることができます。この場合、当社は、従前のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の登録を抹消し、会員の申し出た携帯電話番号を会員の新たなケータイ iD 利用番号又は新たなご利用携帯電話番号として再登録します。ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号は、ケータイ iD 利用番号として届け出することはできません。
- 2 会員はケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の抹消を当社に申し出ることができます。この場合、当社は申し出のあったケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の登録を抹消します。
- 3 会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号について、次の各号の事由が生じたときは、当社は、当社が特に認めた場合を除き、当該のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の登録を抹消します。
 - (1) ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る回線契約について、名義変更

が行われた場合

- (2) ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る回線契約が解約等により終了した場合
- (3) 会員がケータイ iD 異名義利用者の場合で、ケータイ iD 利用番号の名義人が当該携帯電話番号について、会員がケータイ iD サービスに利用することを停止するよう又は当該携帯電話番号を自己のケータイ iD サービスに係るケータイ iD 利用番号として登録するよう当社に申し出たとき
- (4) 会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合で、ご利用携帯電話番号の名義人が当該携帯電話番号を付帯サービス等に利用することを停止するよう又は当該携帯電話番号を自己のご利用携帯電話番号として登録するよう当社に申し出たとき

4 会員は、会員のケータイ iD 利用番号について、前項各号（但し、第3項第4号を除きます）の事由が生じることを知ったときは、次項の新しい携帯電話番号の届出を行うか行わないかにかかわらず、会員の責任において事前にケータイ iD に記録された会員のカード情報を削除してください。なお、会員がカード情報を削除すべき場合にカード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第16条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。また、前項各号（但し、第3項第4号を除きます）の事由が生じた後、第1項のケータイ iD 利用番号の再登録が完了するまでの間は、オンラインでのカード情報削除操作はできませんので、この場合は、当社の所定の窓口においてカード情報の削除手続きをとってください。

5 会員のケータイ iD 利用番号について第3項各号（但し、第3項第4号を除きます）の事由が生じた場合で、会員が引き続きケータイ iD サービス等の利用を継続したいときは、会員は、当社に対し、第1項のケータイ iD 利用番号の再登録の申し出を行って、ケータイ iD 会員番号の再付与を受けてください。但し、従前と同じ携帯電話番号を再登録するときは、以下の各号に該当する場合にのみ、再登録が可能です。

(1) 第3項第1号の場合

(2) 第3項第3号の場合で、当該ケータイ iD 利用番号の契約名義人が当該携帯電話番号についてケータイ iD サービス利用への使用を再開することを承諾したとき

なお、第3項第1号から第3号の事由により、当社によるケータイ iD 利用番号の登録抹消が行われた後、ケータイ iD 利用番号の再登録が完了するまでの間は、従前のケータイ iD 利用番号に係る携帯電話回線が盗難等により、利用中断になったときにおいても、第39条第1項第2号に定める d カードサービスの利用停止の措置をとることができませんので、あらかじめご了承ください。

6 当社は、ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号の番号変更（以下「改番」といいます）があった場合、ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の登録を改番後の番号に変更いたします。なお、ケータイ iD 異名義利用者又はご利用

携帯電話番号異名義利用者の場合も、予めケータイ iD 異名義利用者又はご利用携帯電話番号異名義利用者に通知し又は承諾を得ることなく、ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号を改番後の番号に変更いたしますので予めご了承ください。

第 2 1 条（カード情報のお預入れ機能）

- 1 カード情報のお預入れ機能（以下「お預入れ機能」といいます）とは、機種変更等の際に会員の要請に応じ、当社指定アプリを通じてケータイ iD から当社のサーバへカード情報を移行し、機種変更等完了後に当該カード情報を当社のサーバからケータイ iD サービスを利用しようとする対応携帯電話端末又はその他対応機器（以下本条において「新携帯電話端末等」といいます）へ移行するために必要なサービスです。
- 2 お預入れ機能を利用される際には、機種変更等に先立って当社指定アプリを通じて当社指定の操作をしていただき、ケータイ iD 暗証番号をご入力いただく等当社指定の操作をしていただく必要があります。当社は、ケータイ iD 又は新携帯電話端末等からケータイ iD 暗証番号が入力された上でお預入れ機能が利用された場合は、これを会員による利用であるとみなします。
- 3 お預入れ機能は、カード情報が当社のサーバ又は新携帯電話端末等に完全に移行されることを保証するサービスではなく、カード情報を移行する際の通信環境・通信状況によっては、移行が完了せずカード情報が消失してしまう場合があります。この場合、会員は、当社指定の方法に従い、第 1 8 条第 1 項に定めるケータイ iD 会員番号の再付与を希望する旨を当社に申し出ていただき、第 1 8 条第 2 項及び第 3 項に定める手続きを行っていただく必要があります。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、ケータイ iD、新携帯電話端末等又は当該移行を実施するための機器の故障等により、当該移行を適切に行うことが困難であると当社が判断した場合には、当該移行を実施できない場合があります。

第 2 2 条（機種変更等時の対応）

- 1 ケータイ iD の機種変更等をするとき（前条の「お預入れ」を利用して機種変更等後の新携帯電話端末等へのカード情報の移行を行うときを除きます）は、会員は、機種変更等をする前に、会員の責任において機種変更等しようとするケータイ iD に記録された会員のカード情報を削除してください。なお、カード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第 1 6 条第 4 項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。また、会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は責任を負いません。
- 2 会員が前項の機種変更等をした後もケータイ iD サービスを継続利用することを希望するときは、第 1 8 条の定めに基づき、ケータイ iD 会員番号の再付与を申し出てください。

但し、前条のお預入れ機能を利用して機種変更等後の新携帯電話端末等へのカード情報の移行が完了した場合は、ケータイ iD 会員番号の再付与の申し出は必要ありません。

第2節 d カードサービスに関する管理

第23条 (d カードの貸与と取扱い)

- 1 当社は、本会員に対して、第9条、第24条又は第25条に基づき、本会員の氏名、カード会員番号、その有効期限等を印字した本会員のサービス区分に応じた本会員用 d カードを発行し、これを貸与します。また、当社は、家族会員については第6条第2項の承認を受けた本会員に対して、第9条、第24条又は第25条に基づき本会員のサービス区分に応じて、当該家族会員の氏名、カード会員番号、その有効期限等を印字した家族会員用 d カードを発行し、これを貸与します。
- 2 前項の d カードは、本会員の届出住所宛に送付する方法により交付します。なお、家族会員用の d カードを受領した本会員は、家族会員用 d カードを当該家族会員に交付してください。
- 3 第2項の d カード (iD 専用カードを除く) の交付 (家族会員の場合は本会員からの交付) を受けた会員は、直ちに当該 d カードの署名欄に自署してください。d カード発行後も、当社及び加盟店は必要に応じて会員に本人確認等を求めることがあり、会員は、これに応じてください。
- 4 d カードの所有権は、当社に属します。d カードは、印字された会員本人以外は使用してはなりません。
- 5 会員は、当該会員用の d カードの使用、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって行ってください。会員は、当該会員用の d カードを他人に貸与、譲渡、質入れ又は寄託してはならず、また、d カードを他人に使用させてはなりません。
- 6 本会員は、自己のカード会員番号及び d カードの有効期限の情報を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員用 d カードの会員番号及び d カードの有効期限の情報についても、他人 (本会員を除きます) に知られることがないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。
- 7 会員の d カード、カード会員番号又はその有効期限を使用して d カードサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

第24条 (カードの有効期限と更新)

- 1 d カードの有効期限は、当社が指定します。

- 2 前項の有効期限は、d カードに記載され、または当社から別途送付する通知に記載された月の末日までとなります。
- 3 有効期限満了の2か月前までに本会員から解約の申し出がなく、かつ、当社が会員のd カードサービスの利用を引き続き承諾する場合には、当社は、次条に基づき新たなd カードを再発行し、これを本会員の届出住所宛に送付します。
- 4 会員は、前項に基づき再発行されたd カードを受領したときは、有効期限経過後の従前の会員のd カードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- 5 カードの有効期限内のd カードを使用したd カードサービスの利用に係るd カード利用代金の支払いについては、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、有効期限経過後のd カードを使用したd カードサービスの利用に係るd カード利用代金の支払いについても、本規約を適用します。

第25条（カードの再発行等）

- 1 第9条第3項、第23条第1項又は第24条第3項の規定にかかわらず、当社は、会員のd カードサービスの利用状況等に鑑み、当社が定める基準に該当した一部の会員に対して、事前に通知の上で、d カードを送付せず、会員番号を通知しない場合があります。この場合、当該会員は、当社が定める一部サービスを除き、d カードサービスを利用してはならず、インターネット取引での会員番号等の利用もしてはなりません。d カードサービスの全ての利用を希望する会員は、当社指定の方法にて当社までお申し出ください（事前の通知に対してお申し出いただくことも可能です。）。当社は、お申し出のあった会員に対して、速やかにd カードを送付し、会員番号を通知します。
- 2 当社は、以下の各号の事由がある場合で当社が認めたときは、本会員に対し、各会員用のd カードを再発行します。
 - (1) 前条第3項に定める事由があるとき
 - (2) 第28条第2項の当社に対する届出の際、会員が当社指定の方法により再発行の申し出を行ったとき
 - (3) d カードサービスにつき第39条の利用停止があった後、d カードサービスの提供を再開するとき（但し、既に再発行を行っている場合を除きます）
 - (4) 本会員がd カードサービスのサービス区分を変更することを希望し、当社がこれを認めたとき
 - (5) 会員がiD 一体型カード以外のd カードからiD 一体型カードへの変更を希望し、当社がこれを認めたとき
 - (6) その他当社が必要と認めるとき
- 3 前項によりd カードを再発行する場合（但し、前項第1号に該当する場合を除く）、本会員は当社指定の再発行手数料をお支払いいただくことがあります。

- 4 会員は、再発行された d カードを受領したとき（但し、第 2 項第 2 号に該当する場合を除く）又は第 1 項に基づき d カードの送付を受けず、会員番号の通知を受けない場合は、第三者による不正利用等の防止のため、従前の会員の d カードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。また、第 1 項に基づき d カードの送付を受けず、会員番号の通知を受けない場合であっても、本会員及び家族会員は、第 2 3 条第 6 項に定める義務について何らの減免を受けることはありません。会員は、自己の会員番号及び d カードの有効期限の情報を他人（家族会員の場合は本会員を除きます）に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。

第 2 6 条（カード暗証番号の設定及び管理）

- 1 本会員は、契約申込み時及び家族指定時に、各会員用のカード暗証番号を決定して、当社指定の方法により申し出てください。
- 2 当社は、本会員より申し出のあった各会員用のカード暗証番号を当社指定の方法により登録します。但し、本会員からの申し出がない場合又は本会員が当社の定める指定禁止番号を申し出た場合には、当社が別途指定する各会員用のカード暗証番号を登録し、これを本会員の届出住所宛に通知します。
- 3 本会員は、当社指定の方法により、各会員用のカード暗証番号を随時登録変更することができます。
- 4 家族会員について第 6 条第 2 項の承認を受けた本会員は、前 3 項に基づき登録された当該家族会員用カード暗証番号を当該家族会員に通知してください。
- 5 本会員は、自己及び家族会員のカード暗証番号を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。家族会員は、当該家族会員のカード暗証番号を他人（本会員を除きます）に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。本会員は、各会員のカード暗証番号について、生年月日、住所、電話番号等他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に登録変更してください。
- 6 会員のカード暗証番号が使用されて d カードサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合であっても、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

第 2 7 条（カード型 iD）

- 1 カード型 iD の貸与、取扱い、有効期限、更新、再発行、カード暗証番号の設定・管理・紛失・盗難等及び偽変造の対応については、第 2 節及び第 3 節の規定が適用されます。
- 2 会員が、iD 専用カードの利用の終了を希望するときは、当社の定める方法により届け出るものとします。この場合、会員は直ちに自己の責任において会員に貸与された iD 専用カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。

- 3 会員が前項に違反した場合であって、会員以外の第三者が当該会員の iD 専用カードを使用して d カードサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。

第3節 紛失・盗難等及び偽変造の対応

第28条（紛失・盗難等の届出）

- 1 会員は、各会員用のケータイ iD の占有を紛失、盗難、詐取又は横領等（以下併せて「紛失・盗難等」といいます）により失った場合には、速やかにその旨を当社及び最寄警察署に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。
- 2 会員は、各会員用の d カードの占有を紛失・盗難等により失った場合、速やかにその旨を当社及び最寄警察署に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。
- 3 会員のケータイ iD 又は d カードが紛失・盗難等により第三者に利用された場合であっても、当社は、当該利用を本人による利用として取り扱い、本会員には、第16条、第19条、第23条又は第26条に基づき、そのケータイ iD 又は d カードの使用に係る d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、本会員は、第31条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができます場合があります。

第29条（紛失・盗難等時の対応）

- 1 当社は、前条第1項の届出を受領したとき又はケータイ iD に紛失・盗難等の事態が生じたことにより当社が利用中断の措置を講じたときは、第39条に従い会員のケータイ iD サービスの利用停止の処置を採ります。なお、利用停止の処置が完了するまでにケータイ iD を第三者に不正利用されることを防止するため、会員は、ケータイ iD に搭載された機能に応じて、IC チップの遠隔停止機能の利用その他当社が定める必要な措置を講じてください。
- 2 当社は、前条第2項の届出を受領したときは、第39条に従い会員のカードサービスの利用停止の処置を採ります。
- 3 前二項のケータイ iD サービス又はカードサービスの利用停止の処置を採る際であって、当社が認めた場合には、第1項の場合に会員の申し出に応じてカードサービスの利用停止の処置を採り、前項の場合に会員の申し出に応じてケータイ iD サービスの利用停止の処置を採ることがあります。
- 4 当社は、会員のケータイ iD 又は d カードが第三者によって拾得され、当該拾得者により当社へ届出される等の事情がある場合は、第三者による d カードサービスの不正利用

を防止するため、d カードサービスの利用停止の処置を採ります。

第30条（不正利用への対応等）

- 1 当社は、第三者による d カードサービスの不正利用が行われている可能性がある、若しくは行われた可能性があると察知したときは、第39条第1項第3号に基づき、会員の d カードサービスの一部又は全部の利用を停止します。また、会員に対しお問い合わせをさせていただく場合があります。
- 2 前項に基づく当社の求めに対し、会員が認知していない d カードサービスの使用があったことを確認したときは、ただちにその旨を当社に届け出てください。
- 3 会員は、認知していない d カードサービスの使用があったとき又はそのおそれがあるときは、ただちに当社にその旨を届け出てください。
- 4 前二項により、当社が第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本会員は、第31条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができます。

第31条（保障制度）

- 1 第28条第3項本文の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難等により他人にケータイ iD 又は d カードを使用された場合であって、同条第1項又は第2項の当社及び警察への届出がなされたとき、又は前条に基づき当社が第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本条第3項に定める各事由に該当する場合を除き、当社は、本会員が被るその d カード利用代金相当の損害を補てんします。
- 2 本会員が前項の補てんを受けることができる期間（以下「保障期間」といいます）は、第5条の契約締結日から1年間とし、本会員が本会員としての地位を失わない限り、毎年自動的に更新されるものとします。
- 3 以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員が被る損害について補てんの責めを負いません。
 - (1) 損害が会員、その家族、同居人又は代理人など会員と同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因するとき
 - (2) 損害の発生時期が保障期間外であるとき
 - (3) 損害が会員の家族、同居人又は d カードの受領についての代理人など会員と同視すべき方による使用に起因するとき
 - (4) 会員が本条第4項の義務を怠ったとき
 - (5) 紛失・盗難等又は被害状況の届出内容に虚偽があったとき
 - (6) 損害が d カードサービスのうちケータイ iD 暗証番号又はカード暗証番号の入力を伴う取引に係るものであるとき（但し、会員による暗証番号の管理等について、会

員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く)

(7) 損害が第28条第1項又は第2項の紛失・盗難等の当社に対する届出を当社が受領した日から遡って90日より前のdカードサービスの利用に起因するとき

(8) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因するとき

(9) 損害がその他本規約に違反するケータイiD又はdカードの使用に起因するとき

4 会員は、第28条に基づき、紛失・盗難等による損害の補てんを請求するときは、ケータイiD又はdカードの発見回収に努め、会員が損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すると共に、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。また、会員は、ケータイiD又はdカードを発見又は回収した場合は、ただちに当社にその旨を届け出るものとします。

5 会員は、前条に基づき、第三者によるdカードサービスの不正利用(紛失・盗難等に起因する場合を除く)として、損害の補てんを請求するときは、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。

〈第4章 dカード利用代金等の決済方法〉

第32条 ((dカード利用代金等の支払い及び決済口座)

1 本会員は、各会員がショッピングサービス又はキャッシングサービスを利用した場合、当社に対し、dカード利用代金をお支払いいただきます。

2 本会員が当社に支払うべきdカード利用代金、年会費及び遅延損害金等本規約に基づく一切の債務(以下「dカード利用代金等」といいます)は、本会員が支払いのために指定した預金口座からの口座振替又は通常貯金からの自動払込み(以下本会員が支払いのために指定した預金口座及び通常貯金を総称して「決済口座」といい、決済口座からの口座振替又は自動払込みを「決済口座からの自動振替等」といいます)によりお支払いいただきます。但し、本会員が希望し当社が適当と認めるときは、当社の指定する預金口座(以下「当社指定口座」といいます)への振込み等、当社が別途定める方法で支払うことができます。なお、振込み等によりdカード利用代金等を当社指定口座へ入金する場合、金融機関から当社指定口座に入金された日にお支払いいただいたものとして取り扱います。

3 本会員とご利用携帯電話番号の契約名義人及び当該回線契約に係る料金の支払口座(以下「携帯電話料金支払口座」といいます)の名義人とが同一である場合であって、本会員が前項の決済口座の指定にあたり、当該携帯電話料金支払口座を指定する旨を申し出たときは、当社は、本会員を代理して、当該携帯電話料金支払口座を管理する金融機関に対しこれを決済口座とするために必要な手続きをとります。但し、一部の金融機関についてはこの限りではありません。

- 4 第86条に定めるキャッシングリボの返済元金及び第91条に定める海外キャッシュサービスの返済元金の各支払については、決済口座からの自動振替等の結果を当社が金融機関から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、第11条第3項の未支払残高に含めて扱うものとします。

第33条（支払期日及び利用代金明細情報の通知）

- 1 d カード利用代金等の支払期日は、毎月10日とします。但し、当該支払月の10日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払期日とします。
- 2 当社は、支払期日の前月15日を締切日とし、原則として当該締切日までに加盟店から当社に対して d カードサービス利用に関する情報が報告され、または当該締切日までに現金の借り受けがなされた d カード利用代金等を前項の支払期日の対象として算出するものとします。但し、事務手続き上の都合により、当該締切日の対象となる d カード利用代金等の請求が、上記支払期日の翌月以降を支払期日とする場合があります。
- 3 当社は、本会員の事前の承諾を得たうえで、当月の支払期日の対象となる d カード利用代金等に関する明細情報（家族会員の利用代金明細情報を含みます。以下本条において同様とします。以下「利用代金明細情報」といいます）を支払期日までに当社が指定するウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します。会員は当社指定の方法により利用登録を行ったうえで、利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。この場合、本会員は、自己及び家族会員の利用代金明細情報を閲覧することができ、また家族会員は、当該家族会員に係る利用代金明細情報のみを閲覧することができます。
- 4 前項の規定にかかわらず、利用代金明細情報に、割賦販売法第30条の2の3第3項各号、貸金業法第17条第6項及び同法第18条第3項に規定される事項に係る情報（以下「法定事項」といいます）が含まれる場合、当社は、その利用代金明細情報を支払期日までに本会員の届出住所宛に書面を送付することにより通知するものとします。
- 5 利用代金明細情報（法定事項を含むものを除きます）について、書面による通知（以下、この通知書面を「利用代金明細書」といいます）を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合、当社は承諾した日の属する月の翌月又は翌々月（当社所定の締切日により異なります）以降、毎月の支払期日までに本会員の届出住所宛に利用代金明細書を送付します。この場合、本会員は、利用代金明細書発行手数料として、当社指定の手数料を当社指定の方法によりお支払いいただきます。
- 6 第4項に定める書面又は第5項の「利用代金明細書」（以下「利用代金明細書面等」といいます）が、第46条第1項に定める変更の届出が行われなかったこと等、本会員の責めに帰すべき事由により、当社へ返戻される状態が一定期間継続する等した場合、当社は利用代金明細書面等の送付を停止します。この場合、会員は第3項に定める方法により利用代金明細情報を確認してください。なお、会員が第46条第1項に定める変更の届出を

行った後、当社へ当該送付停止期間中の利用代金明細書面等の再送を申し出た場合、当社は当該送付停止期間中の利用代金明細書面等を再送します。但し、停止した日から当社所定の期間を経過した場合、再送できない場合があります。

- 7 本会員は、第3項の利用代金明細情報の閲覧が可能となった後、または第5項の利用代金明細書受領後（以下総称して「利用代金明細情報受領後」といいます）直ちにその内容を確認し、これに対し異議があるときは、利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申し出てください。異議の申し出がない場合、本会員が当該利用代金明細情報の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。

第34条（海外におけるdカード利用代金の決済レート等）

- 1 日本国外におけるカードサービスの利用に係るdカード利用代金は、その外貨額をMasterCard又はVisa Worldwide（以下総称して「国際提携組織」といいます）の決済センターにおいて集中決済された時点での国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として当社所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。当社所定の費用の詳細は、サービスサイトに掲載する等により、別途お客様に周知いたします。但し、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
- 2 本会員が日本国外でカードサービスを用いたショッピングサービスを利用した場合において、ショッピングサービスの利用取消しなど当社が本会員に利用代金の返金を行う必要が生じたときは、原則として本条第1項（レートは利用取消し等に関する処理が行われる時点のものが適用されます）に定める換算方法により、円換算した円貨により返金するものとします。
- 3 日本国外でカードサービスを利用する場合であって、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とするときは、本会員は、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードサービスの利用の制限又は利用停止に応じていただくことがあります。

第35条（決済口座の残高不足等による再振替等）

- 1 決済口座の残高不足等により、支払期日において当社に支払うべき債務の決済口座からの自動振替等ができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部又は全部につき決済口座からの自動振替等（以下「再振替等」といいます）を行うことができます。但し、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時、場所及び方法でお支払いください。
- 2 会員は、当社が別途定める再振替等を行う際にかかる費用を負担するものとします。またその費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

第36条（支払金等の充当順序）

本会員の弁済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの債務にも充当することができます。但し、リボルビング払いのショッピングサービスの支払停止の抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。

第37条（手数料率等の変更）

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボルビング払いの利率、海外キャッシュサービスの利率及び遅延損害金の料率（これらを併せて以下本条において「手数料率等」といいます）について、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は、同種の取引において一般に行われる程度の内容に変更することができます。この場合、第47条の規定にかかわらず、当社指定の方法により、当社から本会員に対し手数料率等の変更の通知を発信した後は、リボルビング払い及びキャッシングリボルビング払いについては、通知発信後の未支払残高に対し、分割払い及び海外キャッシュサービスについては、通知発信後の利用分から、変更後の新手数料率等を適用します。

〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉

第38条（期限の利益の喪失）

- 1 本会員に次のいずれかの事由があるときは、本会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
 - (1) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞したとき（但し、本項第5号に規定する場合を除きます）及び第40条の規定によりdカード契約が解約になったとき
 - (2) 仮差押え、差押え、競売の申請、破産手続き開始又は再生手続き開始の申立て等の法的な債務整理手続きの申立てがあった場合であって、当社がこれを認識したとき
 - (3) 租税公課を滞納して督促を受けた場合又は保全差押えがあった場合であって、当社がこれを認識したとき
 - (4) 自ら振り出した手形又は小切手が不渡りになった場合又は支払いを停止した場合であって、当社がこれを認識したとき
 - (5) リボルビング払い、分割払い、2回払い又はボーナス払いのショッピング利用代金債務のうち割賦販売法第35条の3の60第1項に定める取引によるものではないものについては、その履行を遅滞し、当社が20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をしたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - (6) 第46条第1項の届出事項の変更の届出が行われなかったこと等により、当社から本会員への連絡が相当期間に渡り不可能な状態にあると判断されたとき（但し、本会員が不可抗力であったことを証明した場合を除きます）

- (7) ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る契約に関して申告された届出事項が虚偽の内容であることが判明したとき
- 2 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
- (1) 第65条により所有権留保された商品を他に譲渡し、賃貸、質入れその他の処分を行ったとき
 - (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - (3) 契約申込みに際して、虚偽の申告があったとき
 - (4) 本会員を契約名義人とする当社との契約（但し、当社が提供するサービスに係るものに限り）が解約となったとき（但し、本会員からの申し出による解約の場合を除きます）
 - (5) 本会員の信用状態が悪化したとき
- 3 本会員は、前二項により債務をお支払いいただくべき場合には、第35条第1項但書の定めによりお支払いいただきます。

第39条（d カードサービスの利用停止）

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、会員の d カードサービスの一部又は全部の利用を停止します。
- (1) 第28条第1項又は第2項の届出があったとき
 - (2) 会員がケータイ iD 異名義利用者若しくはご利用携帯電話番号異名義利用者の場合で、会員のケータイ iD 利用番号若しくはご利用携帯電話番号に係る携帯電話回線が紛失等により利用中断になった場合であって、ケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号の契約名義人から当社に対して申し出があったとき
 - (3) 会員の d カードサービス、ケータイ iD について、当社が d カードサービスの不正利用の事実を確認したとき又は当社が不正利用のおそれがあると判断したとき（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされたカードの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情から d ポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含まれます。）
 - (4) 会員による当社設備に過度な負担を与える等、当社のサービス・事業の運営に支障を与える、またはそのおそれのある行為を確認したとき
 - (5) その他当社が必要と判断をしたとき
- 2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員の d カードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによる d カードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又は ATM 等を通じて d カードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じてい

たきます。

- (1) 金融機関による決済口座からの自動振替等の手続きが完了していないとき
 - (2) 会員が総利用枠若しくは各利用枠を超えた利用を行う、または行おうとしたとき
 - (3) 会員による d カードサービス若しくは当社が提供する他の金融・決済サービスの利用状況が不適當であり、または不審であると当社が判断したとき（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされたdカードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事実からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とするdカードサービスの利用であると当社が判断したときも含まれます。）
 - (4) 延滞が頻繁に発生する等、d カード利用代金等の支払状況が良好でないと当社が認めるとき
 - (5) 本会員を契約名義人とする回線契約で、本会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号以外のものが解約となった場合（但し、本会員からの申し出による解約の場合を除きます）
 - (6) その他会員が本規約に違反し、または違反するおそれがあると当社が認めるとき
 - (7) 本会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る回線契約において、利用停止、解約等による契約終了、名義変更若しくは機種変更等、又はケータイ iD 利用番号について sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービス廃止等、当社所定の事由が発生したとき
 - (8) 本会員が当社所定の期限内に源泉徴収票、確定申告書その他資力を明らかにする書類の提出を行わなかったとき
 - (9) 前号に定める書類等の調査の結果、本会員の返済能力を超える利用であると当社が判断したとき
 - (10) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等、その他関連法令に違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - (11) その他第40条第1項各号に定める事由が生じたとき
- 3 前二項によりケータイ iD サービスの一部又は全部が利用停止となったときは、当社指定の場合を除き、会員は、自己の責任においてケータイ iD に記録された会員のカード情報を削除してください。カード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第16条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。
- 4 収税法等に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域において会員が d カードサービスを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。
- 5 当社は、会員の情報、d カードサービスの利用内容及び取引目的等を適切に把握する

ため、会員に対して期限を指定した上で当社所定の本人確認書類等の書類の提出や情報の提供を求めることができるものとし、会員は、期限までに当該求めに応じるものとします。会員が、正当な理由なく、指定された期限までに書類を提出せず、又は情報を提供しない場合は、当社は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。

第40条（当社の解約による契約終了）

1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。

- (1) 本規約の規定のいずれかに違反したとき
- (2) 契約申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収又は家族構成等会員の特定又は信用状況に係る事実について、虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (3) d カード利用料金等当社に対する債務の履行を怠ったとき
- (4) 会員による d カードサービス若しくは当社が提供する他の金融・決済サービスの利用状況が著しく不相当であり、または著しく不審であると当社が判断したとき
（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされたdカードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とするdカードサービスの利用であると当社が判断したときも含まれます。）
- (5) 契約申込み後3か月以内に金融機関による決済口座からの自動振替等の手続きが完了しないとき
- (6) 第5条第1項の契約締結日から2か月以内に当社の定める本人確認等手続きが完了しないとき
- (7) 第24条第3項の本会員の d カードの再発行がなされないままカード会員番号の有効期限満了の日が経過したとき
- (8) 本会員が死亡したとき又は本会員の親族等から本会員が死亡した旨の連絡があったとき
- (9) 第46条第1項の届出事項の変更の届出が行われなかったこと等により、当社から本会員への連絡が不可能な状態にあると判断したとき（但し、本会員が不可抗力であったことを証明した場合を除きます）
- (10) 会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る回線契約に関して申告された重要な届出事項が虚偽の内容によるものであったことが判明したとき
- (11) 会員のケータイ iD 利用番号又はご利用携帯電話番号に係る回線契約が解約となった場合（但し、会員がケータイ iD 異名義利用者又は付帯サービス等異名義利用者である場合及び会員からの申し出による解約の場合を除きます）

- (1 2) 会員を契約名義人とする当社との契約（但し、当社が提供するサービスに係るものに限り）に違反した場合であって、当社が d カード契約を継続できないと判断したとき
 - (1 3) 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」の④の各号のいずれかに該当し、当社が d カード契約の継続が困難であると判断したとき
 - (1 4) 会員が第 3 9 条第 1 項若しくは第 2 項の各号のいずれかに該当し、d カードサービスの全部の利用が停止されたとき、又は第 3 9 条第 4 項若しくは第 5 項に基づき会員による d カードサービスの利用が制限された状態が相当期間続いたこと等により、当社が d カード契約を継続することが適切ではないと判断したとき
 - (1 5) その他本会員の信用状態が悪化した等当社が d カード契約の継続が困難であると判断したとき
- 2 前項により契約が解約されたときは、会員は、当社に対する会員としての地位に基づく権利を喪失します。

第 4 1 条（会員の申し出による契約終了）

本会員が d カード契約の終了を希望するときは、当社宛に当社所定の方法により届け出てください。この場合、会員は、当社が届出を受理した時に会員としての地位を喪失します。

第 4 2 条（契約終了時の管理責任）

- 1 前 2 条により d カード契約が終了したときは、本会員は、直ちに自己の責任において、ケータイ iD（家族会員用ケータイ iD を含みます）に記録されているカード情報を削除しなければなりません。なお、会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は責任を負いません。（カード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第 1 6 条第 4 項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。）
- 2 前 2 条により d カード契約が終了したときは、本会員は、直ちに自己の責任において、本会員に貸与された d カード（家族会員用 d カードを含みます）を切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。会員が d カードを処分すべき場合において d カードを処分せず、その結果第三者に d カードが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は責任を負いません。（d カードを処分せず、第三者に不正にカードサービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第 2 3 条第 7 項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。）
- 3 本会員が前二項に違反した場合であって、会員以外の第三者が当該会員のカード情報が記録されたケータイ iD 又は当該会員の d カードを使用して d カードサービスを利用したときは、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これによ

り発生する d カード利用代金をお支払いただきます。

- 4 会員が本規約に基づいて当社に負った債務の取扱いについては、d カード契約が終了した後においても、本規約を適用します。

第43条（d カードサービス提供の中止等）

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、会員に事前に通知することなく、d カードサービスの提供を一時停止又は中止することができます。

（1）d カードサービスの提供のための装置及びシステムにかかる保守点検又は更新作業を定期的又は緊急に行うとき

（2）停電その他の不可抗力により、d カードサービスの提供をすることが困難であるとき

（3）前2号に掲げるほか、当社が d カードサービスの提供の一時停止又は中止が必要と判断したとき

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、技術上又は営業上の判断によりサービスサイトでの告知その他当社所定の方法によって会員に周知した上で、d カードサービスの提供を一時停止若しくは中止又は廃止（事業譲渡及び組織変更による場合を含みます）することができます。

- 3 前二項に基づき、d カードサービスの提供の一時停止若しくは中止又は廃止の措置がとられたことにより、会員又は第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

〈第6章 雑則〉

第44条（免責条項）

当社は、次に掲げる事由その他の事由により、会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

（1）会員がケータイ iD サービスを利用したことにより、ケータイ iD 利用端末又はその他対応機器を装着した携帯電話端末（以下総称して「利用携帯電話端末」といいます）の通話・通信機能、i モード、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、若しくは irumo インターネット接続サービスその他の機能、当該利用携帯電話端末内若しくはその他対応機器内に記録されたデータ等（IC チップに記録されたデータを含みます）に何らかの影響が生じたとき

（2）対応携帯電話端末、その他対応機器、対応携帯電話端末若しくはその他対応機器に搭載された非接触型 IC チップ、ドコモ UIM カード等の技術的な欠陥又は品質不良等の原因により、会員が d カードサービスを利用できないとき

第45条（当社からのご案内）

- 1 当社は、d カードサービス、付帯サービス等、または d カードサービスにかかるポイントプログラムの提供にあたり必要な事項を以下のいずれかの方法によりご案内することがあります。
 - （1）ご利用携帯電話番号若しくはケータイ iD 利用番号として届出されている携帯電話番号又はご利用携帯電話番号に発行された d アカウント若しくはご利用携帯電話番号として届け出されたキャリアフリー d アカウントへ電子メール（メッセージ R、SMS を含むがこれらに限られず、以下同じとします。）を送付する方法
（なお、当該電子メールの受信にかかる通信料等は、会員にご負担いただきます。また、メッセージ R、SMS はこれらを受信できる契約を締結している場合に限りです。）
 - （2）会員が、d カードサービスにかかるポイントプログラムの提供を受ける d アカウントとして、d ポイントクラブ会員規約に従い当社へ届け出た d アカウントにかかるメールアドレスへ、電子メールを送付する方法
（なお、当該電子メールの受信にかかる通信料等は、会員にご負担いただきます）
 - （3）会員の届出住所宛に書面を送付する方法
- 2 会員は、前項第 1 号又は第 2 号の送信先について、当社からお送りする電子メールを受信可能な状態にしておく必要があります。（会員がご利用携帯電話番号異名義利用者である場合には、必要に応じてご利用携帯電話番号の契約名義人に必要な措置をとらせることを含みます）。
- 3 当社は、第 1 項第 1 号又は第 2 号の方法によりご案内については、当社から電子メールを送信した時点で会員に到達したものとみなします。

第46条（届出事項の変更）

- 1 会員が当社に届け出た事項（氏名、住所、取引目的、職業、勤務先、連絡先、決済口座、ご利用携帯電話番号その他当社指定の事項）に変更が生じた場合には、会員は、遅滞なく、指定の届出用紙の提出又は電話若しくはインターネットによる届出等、当社指定の方法により当社に対して変更事項を届け出てください。但し、氏名、決済口座その他当社が必要と認める事項に関する変更の場合には、指定の届出用紙を提出してください。
- 2 前項の届出がないために、当社からの通知又は送付書類その他の物が延着又は不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなして本規約を適用します。
- 3 第 1 項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前 1 項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会

員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

第47条（規約の変更、承認）

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含みます。）により、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。
 - （1）本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - （2）本規約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項に定める手続きによる変更のほか、あらかじめ変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に本会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。
- 3 会員は、前二項に規定されるサービスサイトを定期的に関連し、本条に基づく本規約の変更の有無について、ご確認いただく必要があります。サービスサイトへ掲載している本規約と、その他の帳票等に掲載している規約の内容に相違がある場合には、サービスサイトへ掲載している本規約が優先されるものとします。

第48条（dカード利用代金等の譲渡等）

- 1 当社は、本規約に基づくdカード利用代金その他の会員に対する債権について、必要に応じ、取引金融機関（その関連会社を含みます）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含みます）又は債権回収会社（以下、これらを併せて「金融機関等」といいます）のうち、当社の指定する者（以下「債権回収委託先」といいます）にその回収業務及びこれに付随する業務を委託する場合があります。会員は、dカードの利用に係る購入した商品、サービス、その他の取引の内容及びそれに関する情報がこの委託に伴って当社から当該債権回収委託先に開示されることをご承諾いただきます。
- 2 会員は、当社が本規約に基づくdカード利用代金その他の会員に対する債権を必要に応じ金融機関等に譲渡し、質入れその他担保提供その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること及び当社が金融機関等との間で本規約に基づくdカード利用代金その他の会員に対する債権に関するその他の取引をすることについて、あらかじめ異議なくご承諾いただきます。

第49条（個人情報取り扱い）

当社は、個人情報の取扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。なお、本会員は、当社が別に定める「d カード パーソナルデータの取り扱いに関する同意事項」に同意する必要があります。

第50条（費用の負担）

- 1 ケータイ iD を利用するにあたって必要となるパケット通信その他のケータイ iD に係る利用料金については、会員（ケータイ iD 異名義利用者の場合は、当該ケータイ iD 利用番号の契約名義人）の負担となります。
- 2 年会費等、本会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合又は公租公課（消費税等を含みます）が増額される場合には、本会員には、当該公租公課相当額又は当該増加額をご負担いただきます。
- 3 印紙代、公正証書作成費用等、支払督促申立て費用、送達費用等、当社が会員との法的措置（法的措置に準じた手続き、交渉等を含みます）に要した費用については、その発生時期が本会員との d カード契約の終了の前後を問わず、本会員にご負担いただきます。
- 4 金融機関等を利用して振込により当社指定口座へ入金する場合の金融機関所定の振込手数料その他 d カード利用代金等の支払いに要した各種手数料は、本会員にご負担いただきます。
- 5 第32条第1項に基づき、d カード利用代金等（但し、キャッシング利用代金を除く）を決済口座からの自動振替等により支払う場合において、支払期日に口座振替又は自動払込みがなされなかった旨の通知を当社が当該決済口座を管理する金融機関から受領したとき、または当社指定口座へ振込にて支払う場合において当社指定口座への振込が支払期日までになされなかったときは、システム処理手数料その他 d カード利用代金等（但し、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、440 円（税込）を本会員にご負担いただきます。

第51条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、支店又は営業所所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第52条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

第2部 ショッピングサービス

〈第1章 ショッピングサービスの利用〉

第1節 ケータイ iD を使用したショッピングサービスの利用

第53条（利用可能な加盟店等）

- 1 会員は、以下の各号に定める加盟店においてケータイ iD の使用によるショッピングサービスを利用することができます。但し、別途当社又は加盟店が定める金券類等の一部の商品、権利及び役務については、ショッピングサービスのご利用ができない場合があります。
 - (1) 当社の加盟店のうち、iD サービスに対応した読取機を設置している加盟店
 - (2) 前号以外の iD 提携クレジット会社の加盟店のうち、iD サービスに対応した読取機を設置している加盟店
 - (3) コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店
- 2 会員は、加盟店におけるショッピングサービスの利用に際し、ケータイ iD 及びケータイ iD 会員番号等の個人情報が窃取又は悪用等されないように十分に注意して、これらを管理してください。

第54条（加盟店の店頭での利用手続き）

- 1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、ケータイ iD を読取機にかざし、ケータイ iD 暗証番号を入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段としてショッピングサービスを利用することができます。
- 2 ショッピング取引の利用代金が、当社が別途定める一定額を超えない場合又は当社、iD 提携クレジット会社が適当と認めた場合においては、前項及び第55条に定めるケータイ iD 暗証番号の入力及び伝票への署名を省略すること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、ケータイ iD の使用によるショッピングサービスをご利用いただけないことがあります。
 - (1) 第1項に基づき会員がケータイ iD 暗証番号として入力した番号があらかじめ登録されたケータイ iD 暗証番号と一致しないとき
 - (2) ケータイ iD 内の非接触型 IC チップの情報を読み取ることができないとき
 - (3) 第56条第2項に基づき当社が利用承認をしなかったとき

第55条（オンライン取引の際の利用手続き）

コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、加盟

店においてケータイ iD を読取機にかざすことに代えて、ケータイ iD のカード情報等をオンラインによって iD サービスを提供する当社に通知し、ケータイ iD 暗証番号を入力することにより、ショッピングサービスを利用することができます。

第56条（ケータイ iD サービスの利用承認）

- 1 加盟店におけるケータイ iD サービスの利用に際しては、原則として、当社の利用承認を必要とします。この場合、ご利用の取引や購入商品の種類又は利用金額等により、当社が直接に、又は iD 提携クレジット会社を経由して、加盟店又は会員自身に対し、d カードの利用状況及び本人確認等に関し照会を行いますので、会員には、あらかじめこれをご了承いただきます。
- 2 前項に定める利用承認手続きにおいて、当社は、会員によるケータイ iD サービスの利用が適当でないと判断した場合には、ケータイ iD サービスの利用承認をしないことがありますので、あらかじめご了承ください。

第2節 d カードを使用したショッピングサービスの利用

第57条（利用可能な加盟店）

- 1 会員は、以下の各号に定める加盟店において d カードの使用によるショッピングサービスを利用することができます。但し、別途当社又は加盟店が定める金券類等の一部の商品、権利及び役務については、ショッピングサービスのご利用ができません。
 - (1) 当社の加盟店
 - (2) 前号以外の MasterCard 提携クレジット会社又は Visa 提携クレジット会社の加盟店
- 2 会員は、加盟店におけるショッピングサービスの利用に際し、d カード、カード会員番号及びカード有効期限等の個人情報が窃取又は悪用等されないように、また売上票等が偽造又は変造等されないように十分に注意してください。

第58条（加盟店の店頭での利用手続き）

- 1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、d カード（非接触型 IC チップを利用する場合を除く）をご利用の場合は加盟店に d カードを提示して取引内容をご確認の上端末機等に暗証番号を入力することにより、d カードの非接触型 IC チップを使用してご利用の場合は加盟店において d カードを読取機にかざしカード暗証番号を入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段としてショッピングサービスを利用することができます。
- 2 当社又は提携クレジット会社が適当と認めた加盟店においては、端末機等に暗証番号の入力に代えて若しくは暗証番号の入力とともに売上票への署名を行う方法、又は売上票への署名若しくは暗証番号の入力を省略する方法等、当社又は提携クレジット会社が適

当と認める方法によって取引を行う場合があります。また、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法で d カードを利用していただくことがあります。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、ショッピングサービスの利用ができないことがあります。

- (1) 会員がカード暗証番号として入力した番号があらかじめ登録されたカード暗証番号と一致しないとき
- (2) 売上票の署名が d カード裏面の署名と同一のものと認められないとき
- (3) 第 6 2 条第 2 項に基づき当社が利用承認をしなかったとき

第 5 9 条（郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き）

郵便、ファックス又は電話等によって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、d カードの提示に代えて、カード会員番号、d カードの有効期限、会員の氏名及び届出住所等を記入した所定の申込み文書を加盟店に郵便で送付若しくはファックスで送信することにより、又は電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、d カードサービスを利用することができます。

第 6 0 条（オンライン取引の際の利用手続き）

コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、d カードの提示に代えて、カード会員番号、d カードの有効期限、会員の氏名及び届出住所等をオンラインによって加盟店に通知することにより、d カードサービスを利用することができます。

第 6 1 条（継続的利用代金の支払手段としての利用手続き）

会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として d カードサービス及び iD サービスを利用することができます。この場合、会員は、d カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号又はケータイ iD 若しくは d カードの有効期限等が変更されたとき、d カードサービスの利用が停止されたとき、又は d カード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が会員番号、ケータイ iD 又は d カードの有効期限等の変更内容及び d カードサービスの利用可否に関する情報を加盟店（本条において、加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます。

第62条（dカードサービスの利用承認）

- 1 dカードサービスの利用に際しては、原則として当社の利用承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類又は利用金額等により、当社が直接又は提携クレジット会社を経由して、加盟店若しくは会員自身に対し、dカードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
- 2 前項に定める利用承認手続きにおいて、当社は、会員によるdカードサービスの利用が適当でないと判断した場合には、dカードサービスの利用承認をしないことがありますので、あらかじめご了承ください。

第3節 その他

第63条（債権譲渡及び立替払いの承諾等）

- 1 dカードサービス利用による取引により加盟店が会員に対して有する債権に関し、会員には、以下に掲げる各事項についてあらかじめ異議なくご承諾いただきます。なお、加盟店、提携クレジット会社及び当社が適当と認める第三者は、会員に対する個別の債権譲渡の通知又は承諾の請求をいたしません。
 - (1) 当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡又は当社が当該加盟店に立替払いすること（この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携クレジット会社を除く）を経由する場合があります）
 - (2) 提携クレジット会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジット会社に債権譲渡又は提携クレジット会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、及び当該提携クレジット会社が当社に債権譲渡又は当社が当該提携クレジット会社に立替払いすること
 - (3) 会員は、dカードサービス利用による取引（会員及び家族会員によるカードの提示、カード番号等の通知又は登録を含む。）をしたことをもって、dカードサービス利用による取引により加盟店が会員に対して有する債権について、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他一切の抗弁権（但し、第81条の支払停止の抗弁を除きます。）を放棄すること。

第64条（加盟店との紛議）

- 1 ショッピングサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店とにおいて解決していただきます。
- 2 ショッピングサービスの利用により加盟店と取引した後に、会員と加盟店との合意によって取引を取り消す場合には、その取引に係るショッピング利用代金の精算については、当社所定の方法によるものとします。

第65条（所有権留保）

ショッピングサービスの利用により購入した商品の所有権は、会員が当該商品に係るショッピング利用代金債務を当社に完済するまで、当社に帰属します。会員は、これをご承諾いただきます。

第66条（遅延損害金）

1 本会員が第38条によりショッピング利用代金の期限の利益を喪失したときは、その全額について期限の利益喪失の翌日から完済の日まで、次の区分による遅延損害金をお支払いいただきます。

（1）分割払い（第77条のボーナス併用分割払いも含みます）、2回払い又はボーナス払いに係る分割支払金合計の残額（付利単位1,000円）については、当該残高（付利単位1,000円）に対し法定利率を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額

（2）分割払い、2回払い又はボーナス払い以外の支払区分に係る利用代金（付利単位1,000円）については、年14.5%を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額

2 前項の場合を除き、本会員がショッピング利用代金（付利単位1,000円）の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.5%を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額を支払うものとします。但し、分割払い（第77条のボーナス併用分割払いも含みます）、2回払い又はボーナス払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残額（付利単位1,000円）に対し法定利率を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額を超えないものとします。

〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉

第1節 支払区分

第67条（ショッピング利用代金の支払区分）

1 ショッピング利用代金の支払方法には、次の方法があります（以下、本条に定める支払方法を「支払区分」といいます）。但し、一部の加盟店では、1回払い以外の支払区分の指定をすることができないことがありますので、ご了承ください。また、会員がdカードを受領するまでの期間は1回払い以外の支払区分を指定することはできません。

（1）ケータイiD又はカード型iDによりiDサービスを使用する場合のショッピング利用代金の支払区分

ア 1回払い

イ リボルビング払い

ウ 分割払い なお、第77条のボーナス併用分割払い（ボーナス月の支払金額を加算してお支払いいただく方法）も指定いただけます。

(2) d カード（カード型 iD により iD サービスを使用する場合を除く）の使用によるショッピング利用代金の支払区分

ア 前号アからウ（ボーナス併用分割払いを含みます）までに定める方法

イ 2回払い

ウ ボーナス払い

- 2 会員は、本規約に別途定める方法により、前項の支払区分を指定してください。
- 3 会員が、本規約に基づく有効な支払区分の指定を行わなかった場合には、当社は、支払区分を1回払いとする指定があったものとして取り扱います。
- 4 会員が本条に定める支払区分の指定を行った場合の手数料、支払金額等の取り扱いについては、当社は、本規約に別途定める場合を除き、ショッピングサービス利用の際に支払区分の指定があったものとして取り扱います。

第2節 ショッピング利用代金の1回払い、2回払い及びボーナス払い

第68条（1回払い・2回払い・ボーナス払い）

- 1 会員は、加盟店において、ショッピングサービスを利用したときは、当社所定の方法により、支払区分を1回払い、2回払い又はボーナス払いにその場で指定することができます。但し、ケータイ iD 又はカード型 iD の利用による2回払い及びボーナス払いの指定はできません。
- 2 ショッピングサービスの利用による1回払い、2回払い及びボーナス払いの支払期日並びに支払金額は、次のとおりとなります。但し、ご利用された日によっては、第33条第2項に定める事由により、初回の支払期日（1回払いについては、全額の支払期日）が遅れることがあります。
 - (1) 1回払い 利用額の全額につき翌月の支払期日
 - (2) 2回払い 利用額の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ翌月と翌々月の支払期日
 - (3) ボーナス払い 毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日（但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります）

第3節 ショッピング利用代金のリボルビング払い

第69条（リボルビング払いの指定）

1 会員が、ショッピングサービスを利用した場合にリボルビング払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。

(1) 会員が、加盟店におけるご利用の際、カードサービスを利用の都度リボルビング払いをその場で指定する方法（以下本号に定める方法を「随時リボルビング払い」といいます）

なお、ケータイ iD 又はカード型 iD の利用による本号に定めるリボルビング払いの指定はできません。

(2) 本会員が、ショッピングサービスの利用前に、当社に対し、あらかじめ設定する金額を超えたショッピング利用代金につき、超えた金額を自動的にリボルビング払いにする旨を申し出て、当社がこれを適当と認めることにより指定する方法（以下本号に定める方法を「自動リボルビング払い」といいます）

但し、会員が、ショッピングサービスを利用の際に、2回払い、ボーナス払い又は分割払いを指定したときは、当該利用代金については、利用の際に指定した支払区分が優先的に適用されます。また、一部の加盟店においては、本号の指定がなされていた場合でも1回払いの取扱いとなることがあります。

(3) 各ショッピング利用代金について1回払い、2回払い又はボーナス払いの指定をした後、当社が適当と認めた会員が、当社の定める日までに当社が定める方法により支払区分変更の申し出を行い、当社が適当と認めた場合に、当該ショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払いに変更する方法（以下本号に定める方法を「事後リボルビング払い」といいます）

但し、ボーナス払いからの変更申し出があった後、ボーナス払いの各支払期日の締切日までに本会員と当社との d カード契約が終了した場合は、支払区分変更の申し出はなかったものとして取り扱います。

2 会員が前項第3号の指定をしたときの手数料及び支払金額等については、1回払い及び2回払いからの変更の場合は、ショッピングサービス利用時にリボルビング払いの指定があったものとして取り扱い、ボーナス払いからの変更の場合は、ボーナス払いの各支払期日の締切日にリボルビング払いの指定があったものとして取り扱います。

第70条（手数料）

会員がリボルビング払いを指定した場合の毎月の手数料額は、支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位100円）に対し、当社所定の手数料率により年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1か月分とし、翌月の支払期日にお支払いいただきます。但し、手数料計算の対象となる期間については、次の各号の定めに従います。

(1) 随時リボルビング払い

新規にご利用した代金は、利用日から起算して最初に到来する締切日（利用日が15

日の場合はその日)の翌日から手数料計算の対象とします。

(2) 自動リボルビング払い

新規にご利用した代金は、利用日から起算して最初に到来する当該利用代金の支払期日の翌日から手数料計算の対象とします。

(3) 事後リボルビング払い

変更前の各支払区分の最初に到来する締切日(利用日が15日の場合はその日)の翌日から手数料計算の対象とします。

第71条(支払額及び支払期日)

- 1 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、各回の支払額として当社があらかじめ設定し又は会員が当社指定の上限額を超えない範囲において当社指定の方法により指定した金額(但し、5千円又は1万円以上1万円単位とします)(以下併せて「指定支払額」といいます)に、前条に定める手数料を加算した金額を、各回のショッピング利用代金の支払金額(以下「弁済金」といいます)として、第33条の定めに従い翌月の支払期日にお支払いいただきます。
- 2 前項にかかわらず、締切日までのリボルビング払いの未決済残高が指定支払額に満たないときはその未決済残高に、前条に定める手数料を加算した金額を弁済金として、当該締切日に係る翌月の支払期日にお支払いいただくものとします。また、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額支払額(1万円以上1万円単位)を加算した額を弁済金として支払う方法とすることができます。
- 3 なお、ご利用日によっては、第33条第2項に定める事由により、初回の支払期日が遅れることがありますので、ご了承ください。

第72条(繰上返済)

本会員は、「キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法」、「キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等」又は「繰上返済の可否及び方法」(以下、併せて「後記」といいます)に定める繰上返済の方法及び条件により、リボルビング払いに係る債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。

第73条(サービス利用後の取消し)

リボルビング払いの対象となるショッピングサービス利用後に、第64条第2項に定める取引の取消しがあった場合には、取消しの後最初に到来する締切日までの期間は、第70条に定める手数料が発生し、本会員には、これをお支払いいただきます。

第4節 ショッピング利用代金の分割払い

第74条（分割払いの指定）

- 1 会員がショッピングサービスを利用した場合に分割払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。
 - (1) 加盟店におけるご利用の際、カードサービス利用の都度分割払いをその場で指定する方法（なお、ケータイ iD 又はカード型 iD の利用による本号に定める分割払いの指定はできません）
 - (2) 会員が、各ショッピング利用代金について1回払い、2回払い又はボーナス払いの指定をした後、当社が適当と認めた会員が、当社の定める日までに支払区分の変更の申し出を行い、当社が適当と認めた場合に、ショッピング利用代金の支払区分を分割払いに変更する方法（但し、ボーナス払いからの変更申し出があった後、ボーナス払いの支払期日の締切日までに本会員と当社との d カード契約が終了した場合は、支払区分変更の申し出はなかったものとして取り扱います）
- 2 会員が前項第2号の指定をしたときの手数料及び分割支払金額等について、1回払い及び2回払いから変更をするときは、ショッピングサービス利用の際に分割払いの指定があったものとして取り扱い、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス払いから変更をするときは、ボーナス払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとして取り扱います。
- 3 会員は、第1項に基づき分割払いの指定をした後、当社が定める日までに、変更の申し出を行い、当社が適当と認めた場合に、支払回数の変更若しくはボーナス併用分割払いへの変更又はその両方の変更をすることができます。

第75条（手数料等）

会員が分割払いを指定したときの支払回数、実質年率及び分割払手数料は、別表のとおりとなります。但し、24回を超える支払回数は、当社が適当と認めた場合のみ指定することができます。また、ボーナス併用分割払いの場合には、実質年率が別表と異なることがあります。

第76条（支払総額及び支払期日）

分割払いの場合のショッピング利用代金の支払総額は、加盟店におけるケータイ iD 又は d カードを使用した取引の代金に前項の分割払手数料を加算した金額となります。また、分割支払金額は、上記ショッピング利用代金の支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、第33条の定めに従い翌月の支払期日からお支払いいただきます。なお、ご利用日によっては、第33条第2項に定める事由により、初回の支払期日が遅れることがありますので、ご了承ください。

第77条（ボーナス併用分割払い）

ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は、1月及び8月とし、最初に到来したボーナス支払月からお支払いいただきます。この場合、ボーナス支払月の加算総額は、1回当りのケータイ iD 又は d カードを使用した取引代金の50%とし、本会員は、加算総額をボーナス併用回数で均等分割（但し、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）した金額を月々の支払金に加算してお支払いいただきます。但し、当社が認めた場合には、ボーナス支払月については、夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれかから、ボーナス支払月の加算総額については、1回当りのケータイ iD 又は d カードを使用した取引代金の50%以内で、それぞれお客様が指定することができます。

第78条（繰上返済）

本会員は、後記に定める繰上返済の可否及び方法により、分割払いに係る債務を一括して繰り上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約のとおりケータイ iD 又は d カードを使用したショッピング利用代金の分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社指定の割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第79条（サービス利用後の取消し等）

分割払いの対象となるショッピングサービス利用後に第64条第2項に定める取引の取消しがあった場合には、取消し日の後最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず第75条に定める手数料が発生し、本会員にはこれをお支払いいただきます。

〈第3章 その他〉

第80条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が日本国内の加盟店と見本又はカタログ等により商品の購入又はサービス提供（以下総称して「商品等」といいます）の取引を行った場合において、引き渡された商品等が見本又はカタログ等と相違しているときは、会員は、加盟店に商品等の交換請求又は当該売買契約の解除をすることができます。

第81条（支払停止の抗弁）

- 1 本会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払い又はボーナス払いにより購入した商品等（商品、権利、役務を含み、権利については割賦販売法の指定権利に限ります）について次に掲げる事由があるときは、割賦販売法の規定に基づき、かつ当該規定の範囲内で、

当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。

- (1) 商品等の引渡し又はサービスの提供がなされないこと
 - (2) 商品等に破損、汚損、故障など商品等の種類、は品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合があること
 - (3) その他商品等の販売又は提供について、会員と加盟店との間で法的な根拠のある紛議が生じていること
- 2 当社は、本会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに指定の手続きを採ります。
- 3 本会員は、前項の申し出をするときは、あらかじめ当該事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めてください。
- 4 本会員は、本条第2項の申し出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面及び資料がある場合はその資料を当社に提出するよう努めてください。また、会員は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力してください。
- 5 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、本会員は、当社に対する支払いを停止することができません。この場合、dカードサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間で解決してください。
- (1) 売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき
 - (2) リボルビング払いの場合であって、1回のショッピングサービス利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき
 - (3) 分割払い、2回払い又はボーナス払いの場合であって、1回のショッピングサービス利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
 - (4) 第11条第8項に違反するなど本会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
- 6 本会員は、当社がショッピング利用代金の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金の支払いをご継続ください。

第3部 キャッシングサービス

〈第1章 キャッシングサービスの利用方法〉

第82条 (利用方法の種類)

キャッシングサービスの利用方法には、次の方法があります。

(1) 「キャッシングリボ」

キャッシング利用代金を毎月定額のリボルビング払いにより返済することを前提と

して現金を借り受ける方法

(2) 「海外キャッシュサービス」

キャッシング利用代金を一括して返済することを前提としてカードを使用して日本国外において現金を借り受ける方法

第83条（支払方法の指定）

日本国外におけるキャッシングサービスのご利用は、海外キャッシュサービスによるものとします。但し、会員が海外キャッシュサービスを利用した後、後記に定める方法により、当社が定める日までに、当社が定める方法により、キャッシングリボへの変更を申し出た場合で、当社がこれを適当と認めるときは、キャッシングリボに変更することができます。この場合、当社は、利息の計算につき、変更の申込みを当社が確認した日までを海外キャッシュサービスの利用、変更の申込みを当社が確認した日の翌日以降をキャッシングリボの利用と指定されたものとして取り扱います。

〈第2章 キャッシングリボ〉

第84条（キャッシングリボの利用方法・取引目的）

会員は、キャッシングリボとして、後記に定める方法により、日本国内において、第11条第2項第5号のキャッシングリボの利用枠（以下「キャッシングリボ利用枠」といいます）の範囲内で生計費資金とすることを目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合は、生計費資金及び事業費資金とすることを目的とします。

第85条（キャッシングリボの利率及び利息の計算）

- 1 キャッシングリボの利率は、当社指定の利率とします。適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。なお現在の利率は、後記のとおりです。
- 2 本会員がdカードサービスに係るサービス区分を変更したときは、キャッシングリボの利率は、変更後のサービス区分に従った利率が適用されます。
- 3 キャッシングリボの利息は、当月支払期日の前々月締切日の翌日から前月締切日までの日々の残高に対し、前二項の利率により算出（年365日（閏年は366日）の日割計算、付利単位100円）するものとします。なお、新規にご利用したキャッシングリボの借入金の利息については、キャッシングサービスの利用日の翌日から当社所定の締切日までの日々の残高に対し、前二項の利率により算出（年365日（閏年は366日）の日割計算、付利単位100円）するものとします。
- 4 本会員は、前項の方法により算出されたキャッシングリボの借入に対する利息を支払うものとします。

第86条（キャッシングリボの借入金の支払い）

- 1 キャッシングリボの借入金の返済方法は、毎月元金定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて当社が設定又は変更することができるものとします。但し、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月元金増額返済によることができます。
- 2 本会員は、キャッシングリボの借入金の返済として、当社が指定した返済元金、前条第3項の利息及び第88条のATM手数料との合計金額を第33条の定めに従い、前条第3項に規定される締切日の翌月に係る支払期日に支払うものとします。

第87条（キャッシングリボに関する特約）

会員が本規約に基づくキャッシングリボの借入金残高がある状態で、新たにキャッシングリボの借入れをしたときは、当社は、従前の借入金残高と新たな借入額の合計額に相当する金額の借入れをしたものとして取り扱います。

第88条（ATM機利用時の手数料）

- 1 会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM機等を利用してキャッシングリボで、現金を借り受け、または臨時に返済する場合、法令の範囲内で当社が定めるATM手数料を負担するものとします。その場合は、キャッシングリボの借入金等と同時に支払いただきます。
- 2 ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合は110円（税込）、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は220円（税込み）とします。

〈第3章 海外キャッシュサービス〉

第89条（海外キャッシュサービスの利用方法・取引目的）

- 1 会員は、海外キャッシュサービスとして、後記に定める方法により、dカードを使用して日本国外において、第11条第2項第6号の海外キャッシュサービスの利用枠（以下「海外キャッシュサービス利用枠」といいます）の範囲内で生計費資金とすることを目的として当社から現金を借り受けすることができます。但し、本会員が個人事業主の場合は、生計費資金及び事業費資金とすることを目的とします。
- 2 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第34条の定めにより換算された円貨とします。

第90条（海外キャッシュサービスの利率及び利息の計算）

- 1 海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の利率とします。適用される利率が利息制

限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。なお現在の利率は、後記のとおりです。

- 2 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金について、借入日の翌日から支払期日までの期間に対して前項の利率により算出される利息（年365日（閏年は366日）の日割計算、付利単位100円）を支払うものとします。

第91条（海外キャッシュサービスの借入金の支払い）

- 1 海外キャッシュサービスの借入金の返済方法は、元利を一括した1回払いとなります。
- 2 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金の返済として、毎月の締切日までの借入金、前条第2項の利息及び第92条のATM手数料との合計金額を、第33条の定めに従い、当該締切日の翌月に係る支払期日に支払うものとします。

第92条（海外キャッシュサービスのATM機利用時の手数料）

会員は、当社が指定する日本国外に設置されたATM機等を利用して現金を借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関が日本国内に設置しているATM機等若しくは、当社が指定する日本国外に設置されたATM機等を利用して臨時に返済する場合、第88条の定めに従うものとします。

〈第4章 キャッシングサービスに関するその他の取扱い〉

第93条（繰上返済）

本会員は、後記に定める繰上返済の方法及び条件により、キャッシング利用代金の借入金の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。

第94条（遅延損害金）

本会員がキャッシング利用代金の支払いを遅滞した場合には、お支払いいただくべき元金に対し支払期日の翌日から完済まで、また、期限の利益を喪失した場合には、残元金全額（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日まで、それぞれ年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割り計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

第95条（キャッシング利用時及び支払い時の書面の交付）

- 1 当社は、本会員の承諾により、貸金業法第17条第1項及び同法第18条第1項に規定される書面（以下総称して「17条書面等」といいます）に代えて、貸金業法第17条第6項及び同法第18条第3項に規定される要件を満たす、第33条第4項に規定する利用代金明細情報の書面が交付することができる。

2 前項の承諾をした本会員は、いつでも前項に定める書面の交付に関する承諾を撤回することができるものとします。なお、その場合に交付される17条書面等は、当社が別途指定する日より交付を開始(若しくは再開)するものとします。

3 貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は本条第1項に基づき当社が交付する書面に記載する返済期間、返済期日、返済回数又は返済金額は、当該書面に記載されたキャッシングサービスの利用の後に行われる追加利用又は繰上返済等により変動することがあります。

※ 貸金業法施行日以前にdカード契約を締結した本会員は、当社から上記第95条第1項の記載事項に関する通知の送付を初めて受領した後1か月以内に、当社に対して異議を申し立てることができるものとし、異議を申し立てない場合には、上記第95条第1項の承諾をしたものとみなします。

附則(2015年10月5日)

1 この改定規約は2015年11月20日より実施します。

2 前項にかかわらず、改定規約中ポイントプログラムに関する規定は、2015年12月1日より適用するものとします。

3 当社は、2015年11月19日までに第8条に基づき本会員が当社へ届出したケータイiD利用番号の契約者名義とdカード契約の名義が同一の場合、届出していたケータイiD利用番号を本会員のご利用携帯電話番号として取り扱います。

附則(2016年9月28日)

1 この改定規約は2016年9月28日より実施します。

附則(2017年2月14日)

1 この改定規約は2017年2月14日より実施します。

附則(2017年3月28日)

1 この改定規約は2017年3月28日より実施します。

附則(2017年7月10日)

1 この改定規約は2017年7月10日より実施します。

但し、第50条5項の規定は2017年10月10日より適用します。

附則(2017年11月24日)

1 この改定規約は2017年11月24日より実施します。

附則(2018年10月9日)

1 この改定規約は2018年10月9日より実施します。

附則(2018年11月20日)

1 この改定規約は2018年11月20日より実施します。

附則(2019年02月27日)

1 この改定規約は2019年02月27日より実施します。

附則（２０１９年１０月０１日）

１ この改定規約は２０１９年１０月０１日より実施します。

附則（２０１９年１２月１１日）

１ この改定規約は２０１９年１２月１１日より実施します。

附則（２０２１年３月２６日）

１ この改定規約は２０２１年３月２６日より実施します。

附則（２０２１年１１月１８日）

１ この改定規約は２０２１年１１月１８日より実施します。

附則（２０２２年４月１日）

１ この改定規約は２０２２年４月１日より実施します。

附則（２０２２年１１月４日）

１ この改定規約は２０２２年１１月４日より実施します。

附則（２０２３年５月３１日）

１ この改定規約は２０２３年７月３１日より実施します。但し、第１１条第６項及び第８項、第３９条第２項乃至第５項、第４０条第１項、第８１条第５項の改定規定は２０２３年１２月１日より適用されるものとします。

附則（２０２３年７月１日）

１ この改定規約は２０２３年７月１日より実施します。

附則（２０２４年１月２４日）

１ この改定規約は２０２４年１月３１日より実施します。

附則（２０２４年２月２６日）

１ この改定規約は２０２４年２月２９日より実施します。

以上

【キャッシングサービス】

1. キャッシングリボ・海外キャッシングサービスのご利用方法

	本会員		家族会員	
	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス	キャッシングリボ	海外キャッシングサービス
当社が指定するATM等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてdカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	—	○	—	○
電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	—	×	—
あとから申込みを行い、海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	—	○	—

※キャッシングリボ・海外キャッシングサービスは、dカードのみ対応しています。ケータイiD及びカード型iDではご利用できません。

2. キャッシングリボ・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	毎月元金定額返済又はボーナス月元金増額返済併用	最長4年3か月・51回(ご利用枠50万円、元金定額毎月返済額1万円、50万円ご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	dカード会員 …実質年率18.0% dカード GOLD 会員 …実質年率15.0%
海外キャッシングサービス	元利一括返済	23日～56日(但し暦による)・1回	実質年率18.0%

※ 担保・保証人…不要

※ 元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料(取扱金額1万円以下:110円(税込)、取扱金額1万円超:220円(税込)・決済口座の残高不足等による再振替等を行う際にか

かる費用（別途当社の定める金額）。

※ 本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

※ 貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

※ 毎月の返済額は、締切日時点でのご利用残高により変更となる場合があります。

締切日時点のご利用残高が50万円超かつ毎月返済金額が1万円の場合は2万円へ変更。

なお、ご利用残高によって、一度上がったご返済額はご利用残高が減っても上がりません。

【ショッピングサービス】

1. 分割払いの返済方法・回数、手数料率等

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (か月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用代金 100円当りの 分割払手数料 の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

2. 分割払いのお支払い例

利用代金50,000円、10回払いの場合

- (1) 分割払手数料 … 50,000円 × (6.70円/100円) = 3,350円
- (2) 支払総額 … 50,000円 + 3,350円 = 53,350円
- (3) 分割支払額 … 53,350円 ÷ 10回 = 5,335円

3. リボルビング払い弁済時期・手数料率、弁済金算定方法等

弁済時期 毎月15日に締め切り、翌月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、一定の元金に手数料を加えてお支払いいただきます。

- ・手数料率 実質年率15.0%
- ・弁済金算定方法 会員があらかじめ指定した毎月の指定支払額（元金）に、締切日のリボルビング払い利用残高に15.0%をかけて、年365日（閏年は366日）で日割り計算した手数料を加えた金額とします。

4. 随時リボルビング払い（店頭リボ払い）及び事後リボルビング払い（あとからリボ）のお支払い例

(指定支払額1万円、実質年率15.0%の場合)

8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

- (1) 指定支払額…10,000円
- (2) 手数料…ありません
- (3) 弁済金…10,000円(1)
- (4) お支払い後残高…50,000円-10,000円=40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)

- (1) 手数料(9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)… $50,000円 \times 15.0\% \times 25日 \div 365日 + 40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 595円$
- (2) 指定支払額…10,000円
- (3) 弁済金…10,595円((1)595円+(2)10,000円)
- (4) お支払い後残高…30,000円(40,000円-10,000円)

5. 自動リボルビング払い(こえたらリボ)のお支払い例

8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(10月10日)お支払い(ご利用残高50,000円)

- (1) 指定支払額…10,000円
- (2) 手数料…ありません
- (3) 弁済金…10,000円(1)
- (4) お支払い後残高…50,000円-10,000円=40,000円

◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)

- (1) 手数料(10月11日~10月15日までの分。9月16日から10月10日までの分は手数料がかかりません)… $40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 82円$
- (2) 指定支払額…10,000円
- (3) 弁済金…10,082円((1)82円+(2)10,000円)
- (4) お支払い後残高…30,000円(40,000円-10,000円)

【キャッシングサービス及びショッピングサービス】

1. 繰上返済の可否及び方法

	リボルビング 払い	分割払い	キャッシング リボ	海外キャッシュ サービス
当社が別途定める 期間において、当 社の提携金融機 関の日本国内の ATM等から入金 して返済する方法	○	×	○	○ (全額返済 のみ可)
当社が別途定め る期間に事前に当 社に申出ること により、支払期日 に口座振替により 返済する方法	○	○ (全額返済 のみ可)	○	—
当社が別途定め る期間に事前に当 社に申出のうえ、振込 等により当社指定 口座へ入金する方 法(振込手数料は 負担いただきます)	○	○ (全額返済 のみ可)	○	○

※1 全額繰上返済：分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息を併せて支払うものとし、分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

※2 一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとし、

※3 海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に利用し、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関の ATM から入金して返済する方法にて全額繰上返済する場合、海外キャッシュサービスの元本・利息等を合わせた合計額のみ返済が可能です。

※4 本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員用 d カード又は家族会員用 d カードのカード会員番号を用いて当社の提携金融機関の ATM で繰上返済を行わせることができます。家族会員用 d カード又は家族会員用のカード会員番号を用いて当社の提携金融機関の ATM で繰上返済の手続きの全部又は一部(手続きが途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続きを行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員の d カード及び家族会員用 d カードならびにそれらのカード会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。

2. 支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口

・商品等についてのお問合せ、ご相談は d カードサービスをご利用された加盟店にご連絡ください。

・本規約についてのお問合せ、ご相談及び第81条第4項に定める支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社ご相談窓口までご連絡ください。

<dカードセンター>電話番号0120-088-360

(支払停止の抗弁に関する書面の送付先)

〒542-8711 日本郵便株式会社大阪南郵便局私書箱第57号

dカードセンター お支払相談デスク 宛

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

(当社が契約する指定紛争解決機関)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪3-9-15

電話番号 03-5739-3861

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（本会員）は、以下の事項に同意します。

①貴社との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 4. 暴力団準構成員 5. 暴力団関係企業 6. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 7. 前各号の共生者 8. その他前各号に準ずる者

②自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 5. その他前各号に準ずる行為

③上記①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、またはそのおそれがあると貴社が判断する場合には、貴社が調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることを承諾し、これに応じるものとします。

④私が次の各号のいずれかに該当する場合には、dカードサービスの利用が停止され、またはdカード契約の解約により会員資格を喪失しても異議を申しません。また、その場合、当然に本規約に基づく債務にかかる期限の利益を失うことを承諾し、貴社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

1. 上記①の各号のいずれかに該当する場合 2. 上記②の各号のいずれかに該当する行為をした場合 3. 上記③の調査等に応じない場合 4. 上記①に基づく表明・確約又は上記③の調査等に関して虚偽の申告をした場合

⑤上記④に定めるdカードサービスの利用停止、dカード契約の解約及び本規約に基づく債務にかかる期限の利益の喪失により損害が生じた場合でも一切私の責任といたします。